

〔資料〕

史料復刻解題・補注

## 尾佐竹猛述『牢獄秘録』

重松一義

### 解題・補注について

尾佐竹猛博士の述になる本『牢獄秘録』（筆者不詳）は、江戸時代中期に記されたものの写本を解説せられたものである。その写本は明治以降、監獄協会、刑務協会へと伝えられ保存されてきたものであるが、昭和十四年九月一日、刑務協会横浜支部（横浜刑務所印刷）から刑務所関係者への参考資料として刊行せられた。小冊子『刑政文庫』3がそれである。

この原文献（写本）は、当編纂作業が進行中の大著『日本近世行刑史稿』上巻（近世の行刑史料集）の中に草稿としてその一部が折込まれ、戦時下の昭和十八年七月五日発刊されている。しかしながら、昭和二十年、甲府刑務所に疎開中に被爆し焼失、この原文献をほぼ体系的に活用して現代文にした解説書は、現在、この尾佐竹猛博士の『牢

獄秘録』と石井良助著『江戸の刑罰』（中公新書）の二冊のみである。

両者とも原本の名解説として甲乙つけ難い貴重な書であるが、前者の尾佐竹博士述は、(一)旧題名通りであること、(二)表現が当時の文体、言い廻しに近く、それでいて現代文として理解でき、原文献（写本）に忠実といえる。ただこの貴重書は特殊文献として一般人・学生諸君の眼にとまることが少なく、発刊と同時に当局の検閲に遭い、「本書第五十一頁より五十六頁まで内容不穏當なりとの其筋よりの指令に依り削除割愛致し候に付不悪御諒承被度為下度候」との付箋がつき、牢内及牢内役人の項にある岡ツ引虞待を伝える記述が六頁にわたり削除せられた。今日であれば人権を考える参考事例にすぎないが、時代による遭厄である。

こうして、戦後、『牢獄秘録』は昭和四十五年に至って三崎書房から復刻版として『犯姦集録』と題する書に収録されている。この復刻版は発行部数が少ないと、囚禁具の項末文に「本役か役」（本役加役が正しい）、入牢の様式の項初文に「本牢（火附盜賊改役）か役」（本役加役が正しい）、牢法の項に三カ所「作造り」（座作りが正しい）など諸々誤植が目立ち、将来このまま引用されれば文意不明のまま伝えられる怖れもある。

このようしたことから、法制史・刑罰史・行刑史を講義・演習で教える立場として、この際、史料を解題・補注し、再複刻、尾佐竹博士の貴重な業績のごく一部ではあるが、広く正しく伝えたいと考えるものである。幸いにも令息（御長男）に当たられる尾佐竹徇・雅子御夫妻（特に夫人は私と同じく現在東京家庭裁判所調停委員としての大先輩にあたる）のお許しを得て、本紀要『法学論叢』で改めて校訂、復刻解題・補注といったものである。



尾佐竹猛述『牢獄秘錄』  
(昭和14年・刑務協会横浜支部刊)

補注文献（略記号）

- 刑務協会編『日本近世行刑史稿』（史稿上）  
 石井良助『江戸の刑罰』中央公論社（石井・江戸の刑罰）  
 潑川政次郎『日本行刑史』青蛙房（澣川・日本行刑史）  
 重松一義『日本刑罰史年表』雄山閣（重松・刑罰史年表）  
 重松一義『日本刑罰史蹟考』成文堂（重松刑罰史蹟考）  
 重松一義『日本法制史稿要』敬文堂（重松・法制史稿要）  
 重松一義『江戸の犯罪白書』P.H.P研究所（重松・江戸の犯罪白書）

牢獄秘録 目次

- |         |       |
|---------|-------|
| 一 はしがき  | ..... |
| 二 牢 舎   | ..... |
| 三 牢舎の遭火 | ..... |
| 四 囚禁具   | ..... |
| 五 掌 犯   | ..... |
- 69 67 60 55 52

六 夜廻り及び巡視	72
七 入牢の様式	75
八 囚人へ届け物	81
九 囚人の生活状態	83
一〇 牢法及び牢内役人	86
一一 罪人呼出しと死刑囚	97
一二 牢内の買ひ物	100
一三 敲及び破牢	103
一四 病死又は變死	110
一五 揚り屋と揚り座敷	115
附 錄	118
(永牢及び之に處せられたる者の例)	
尾佐竹猛博士略歴	123
明治大学学園だより	125

## 一はしがき

此の書は、徳川時代に於ける牢獄の事柄を、記録したもので、發行年月日詳でないが、徳川中世のものと思ふ。内容は、牢舍の構造、種類、牢内法度、獄吏、牢内巡視、入牢方法、牢内役人、囚人取扱ひ等に關し、最大漏らすところなく、秘事に屬することまでも掲げてある。

當時ならば、かゝることは絶対に發表することを得ないし、若し發表する者があつたならば、忽ち重刑に處せらるゝのである。さういふ種々の事實を書き集めたのであるから、寫本にして當局に傳つたのが、即ち此の牢獄秘錄なのである。世に得難きものであるだけに、我々は之れに依つて、昔の牢獄の眞相を知ることを得るのである。

牢獄は今日も設けられて、恐らくは永久に傳はり、社會から取り除かるゝものでは、決してないと思ふけれども、併しながら牢獄は次第に設備を完ふし、面目を改めて、囚人の待遇を善くする點に於いて、之れを昔の牢舍に比すれば、實に天と地との相違がある。昔の牢舍は、眞に地獄に等しく、囚人を亡者扱いにしたが、今日の牢獄は、一つの感化院となつて、單に社會から隔離された丈の差となつた。

それは見る人の知るところであるが、本書を解説するに就いては、一應徳川時代の牢舍及び獄則等に就いて、述べなければならぬ。次は其の概要である。

さて牢舍を總監するものは、牢屋奉行で今日の典獄に相當する役だ。其の下に鑑役、數役、小頭等の役人がありて、各々其の職を守るのである。出火の際は、囚人を解放して、避難後更に豫定の場所に集まらしめ、そして歸囚はその刑を減じ、歸らざる者には刑を加へるのであつた。牢舍の取締りは厳しく、牢屋奉行は毎月數度牢内を巡視

する。之れを牢内改と稱するが、其の際囚人の訴へを聞くことにする。これは囚人の冤罪を聞いたり、又獄吏の不正を戒しむるが爲めもある。

入牢者は、先づ衣服を檢べ、裸體にして牢舎に入れる。牢内には囚人より成れる牢役人と稱するものがあつて、牢内の仕事を行ふのであるが、彼らは牢内にては、絶對の權力を振つて、囚人を酷使し、又新入者はツルと稱し、密かに金を牢役人へ贈らなければ、虐待せらるゝ等の惡弊がある。

囚人には筵を與へて、之れに坐せしめ、衣類は毎年五月九月の兩度に給し、食物は朝夕の兩度で、モツ、ソウ飯に汁と菜とを添ふのである。行水は一ヶ月に數度行ひ、月代は毎年七月十二月の兩度に行ふ制であるけれども、牢役人は一ヶ月に一回、之れを行ふことを得るのである。總じて牢内の空氣は、流通せざるがため、常に陰鬱にして、一種の臭氣を帶び、之れに中つて病氣となる者が多い。然るときは醫師をして、診察の上藥を與へ、或は溜に移して、加養せしめ、或は又、親戚等の保證に依り、私宅に於いて、療養せしむることもある。病囚死する時は、罪の輕重に依り、死刑に當る者は鹽詰にして、死骸を刑し、輕い者は取捨て、又は非人をして取片付けしむる等一樣でない。

囚人に差し入れ物をする者ある時は獄吏は品目と現品とを對比し、更に按檢を加へて、囚人に交付するので、家のある囚人は、好きな物を食べることを得る。酒煙草は禁制品であるけれども、牢番に賄賂して密かに之れを得る者がある。其の他の禁制品も、同様此の手段で、牢内に忍ばすことがあるので、幕府にては之れが矯正に力を盡くしたけれども止まず、甚だしきは鋸を入れてから牢を企てたものさへあつた。かかる場合に於ける獄吏の懲罰は重いこと言ふまでもない。

牢内の囚禁具に、手鎖、ホダ、繩等がある。手鎖は手を禁じ、ホダは足を鉗するもので、これは罪の輕重に依つて異なる。犯者が女子供で、本刑に處することを得ざる者は、過怠牢に入れる制になつて居る。又、死刑にも當らないが、さりとて放免することも出來ない、危険な囚人に對しては終身之れを捕へて置く永牢がある。

此の外揚屋、揚屋座敷といふものもある。これらは牢舎中の一室で、疊が敷いてある。こゝに入れられる者は、頗る寛待せらるゝのであつて、未決囚もこゝに入れられる。旗本五百石以上は御預となし、五百石以下及び御目見以上は、之れを揚屋敷に入れ、其の以下及び大名の臣下、僧侶醫師等は揚屋に入る。女も御目見以上は、揚屋敷に入れ、其の以下は揚屋女牢に入れるのである。

斯様な制度になつて居る幕府の牢獄を知るには、此の『牢獄秘錄』が缺くべからざるもので、刑務家及び犯罪研究家等の見逃すべからざる好参考書と思ふ。尙、編者は之れを解説するに就いては、左記の諸書を引用して、其の足らざるところを補つたことをこゝに附記して置く。

### 一、諸例類纂

#### 一、科條類典

#### 一、公裁秘錄

#### 一、德川禁令考後聚

#### 一、南撰要集

#### 一、武藏鑑

#### 一、御定書百箇條

#### 一、法曹後鑑

#### 一、江都營鑑秘鑑

#### 一、翁草

#### 一、筆禍史

終りに附錄として添へた永牢のことは本書に見當らぬから、他書から引用したのである。

## 二 牢 舎

先づ牢舎の名稱と、牢舎の由來とに就いて解説を加へて置かう。牢の名の始まりは、櫛でこれは、獸を養ふ檻から起つたのである。此の櫛を籠としたのは、和俗の用ふるところで、それから籠舎としたのである。即ち罪人をつなぐところで、それを牢といつたのである。牢獄又牢檻、牢舎、牢屋、獄屋、獄舎みな同じ意味で『說文』には囲としてある。

次に江戸で、牢獄が初めて建てられたのは、天正年中の頃である。『江都營鑑錄五』に依ると、一、牢屋初めて御建被成候は、天正年中の頃常盤橋の外、只今奈良屋市右衛門並に後藤屋敷に牢屋出來、其後慶長年中、牢屋此處へ引け申候由承り候へ共、其節の控帳面等無レ之、繪圖面も無御座一候。

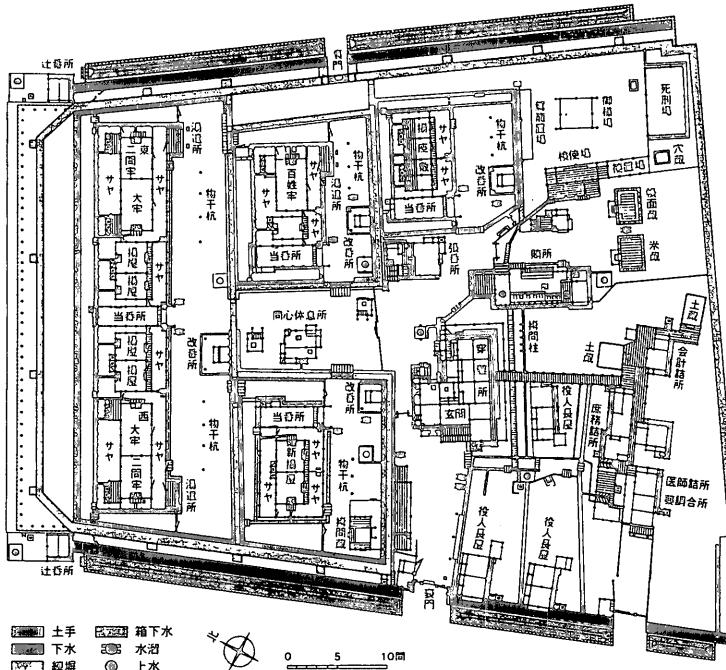
一、四十三年以前、天和三亥年新規揚座敷出來仕候に付、場所無御座一牢屋敷罷成候同心居宅被召上、揚座敷御建被成候。

一、本牢四十三年以前までに、三方壁土藏作にて、前通り格子付中候に付、殊の外囚人ども難儀仕候に付、右揚り座敷御普請の節、前々より帶刀申上げ、四方格子に願ひ上げ、願ひの通り格子造りに被仰付一候其節の牢屋繪圖に御座候付、差上申候二十三年以前、元禄十六年牢屋敷類焼に付、三方の町屋敷御取拂、牢屋建様相替り申候。

又、『江戸砂子』に依ると、牢奉行に石出帶刀が任せられた由來も判明る。

小傳馬町一丁目北手御入國の砌、此邊に大樁四五株あり。其處の徒者を捕へ、此木の下に置かる。大御番衆石出帶刀と云ふ人、強情の士なれば、彼らを預けさせられしより、何時となく其御役儀をつとめられしといへり。

小伝馬町牢屋敷図



宝星 図の小伝馬町中屋敷は、1864年(元治1)頃焼後の建築で、これに70年(明治3)、次第に瓦き石出帯刀投<sup>スズメ</sup>跡を「伊藤所」としたときのもの。地図3400坪余、延坪916坪9合2勺(1872年8月調べ)。1坪は約3.3m<sup>2</sup>。延岡圖書館蔵  
[市谷筋御幸草原]にもうづけ作製

重松一義稿「小伝馬町牢屋敷図」

(平凡社「国民百科事典」14巻417頁1978年11月29日初版第1刷)

さて牢獄の種類は、大牢、一間牢及び女牢の三種で、此の外に奉行所にも假牢といふのがあつた。

### 大牢二間牢の事。

一、大牢は宿有レ之者、一間牢は宿無レ之者、依レ之俗に無宿牢と云ふ也。

### 女牢の事。

一、女牢は西口の揚り屋にて、縁頬あり。尤も女の入牢は、人數少き故に、東西の分ちなし。尤も數多入牢の時は遠島部屋（東の口揚り屋）にも入るなり。牢内の言葉、女牢を女部屋と云ふ也。町奉行所假牢の事。

一、假牢は奉行所屋敷内にある也。先づ一度假牢に入れ、其の後南牢へ入る。又本牢より呼出し候科人は、先づ假牢に入る置也。假牢に入る數は、是邊本縄にてモツコウに乗せ來りても、小手をゆるめ、假牢に入る事也。尤も白洲へ呼出すには、小手をゆるめ呼出す事也。

按するに南牢も亦、奉行所にあるなり。罪人假牢に入るを俗にシャモ入と云ふ。

### 補注1 江戸の牢は江戸町奉行管下、世襲の囚獄（牢屋奉行）石手帶刀が掌握していた。

小伝馬町牢屋敷内にはつぎの六つの牢舎があり、身分・罪質・性别に区分せられていた。  
 揚座敷（あがりさしき）……御目見以上の直参（じきさん）侍とこれに準ぜられる僧正・院家（いんげ）・紫衣（しい）を許された高僧および神官が入れられる。天和三年（一六八三）に設けられた独立の牢である。この座敷は備後表の縁付疊の六疊敷で四間あり、湯殿雪隠が付き、膳椀に盛られた食事は、選ばれた牢内咎人により、給仕され、夜着・紋帳、枕の差入も許される。ただ三人の番人が付けられる。五百石以上の御目見は他家預りとなるため入牢はなされない。  
 揚屋（あがりや）……御目見以下の直参・陪臣・出家・山伏・医者などが入れられる。創設時から設けられたので二種あり、口（くち）揚屋は一間に三間の十五疊敷、奥揚屋は三間の十八疊敷である。疊は縁（ふち）無しの琉球野郎疊

で、入口の外に縁側が少々ついている。入牢者は多い時で三、四〇人、少ない時で二四、五人ぐらいであった。揚屋は東西二つあつたが、その内西口の揚屋は女牢（女部屋）といい、東口の揚屋は遠島部屋と称され、出帆まで留め置かれた部屋である。

**大牢（たいろう）**…………大牢は宿有レ之者と記されており、有宿の百姓町人を入れた牢である。宝曆五年（一七五五年）東牢に有宿、西牢に無宿と区別され、安永四年（一七七五年）には百姓牢が設けられた。無宿から悪風が染るのを防ぐためである。東西大牢は五間に三間で三十疊敷の大部屋である。疊敷であるが、牢名主など牢役人が取り上げ積み重ねて敷いているため板間となっているのが通常である。「二間に一間の落間（おちま・土間）、一間に半間の雪隠がそれぞれついている。入牢者は多いときで八、九〇人である。（重松・刑罰史年表）

**二間牢（にけんろう）**…………二間牢は帳外者である無宿人を入れた牢である。四間に三間の二十四疊敷、落間雪隠は大牢と同じ、最も粗暴な者が入っている牢ともなっている。東西牢とともに入牢者は多いときで八、九〇人である。

**女牢（おんなろう）**…………女部屋と通常呼ばれ、西の揚屋が充てられている。多いときは東の揚屋（遠島部屋）にも入れている。

**補注2** 近世の牢舎はいずれも未決監であり、江戸の小伝馬町牢屋敷をもつて代表的なものとされるが、このほか京都の六角獄舎、大坂松屋町牢屋敷、尾張広小路牢屋敷、備前岡山弓之町牢屋敷、長崎櫻町牢屋敷、仙台片平丁御牢などが規模も大きく著名なものである（重松・刑罰史蹟考）

**参考** 京都の牢屋は、江戸の牢屋と異なる。『京都御役所向大概覺書』に依れば、其の種類及び廣さ等もよく解かる。

一、牢屋鋪坪<sup>ほづ</sup>數千百一坪、東西二十八間、南北二十九間。

寛永五年子三月大火、小川牢屋敷類焼已後、翌丑の年八月三條新地に牢屋造り畢る。  
を がはらう や しきるみせう

内

本牢（三間に六間）次屋（五間半に八間）

西の間 二間に三間

但 東の間 三間に四間

此の内に、諸牢一間半四方

切支丹牢（三間に九間）次屋（五間半に十一間）

南の間 三間四方

但 中の間 三間四方

北の間 三間四方

女牢（二間に三間）次牢（四間半に五間）

上り座敷（二間に三間半）

上り場（東西五間） 無請上り場（二間に三間半）

上り場（二間に三間半）

番所（東西二間半、南北五間半） 中間（明五尺、長さ八尺）

囚人御詮議所（東西二間、南北四間半） 拷問所（一間四方）

木馬（二ヶ所）（これは拷具なり） 表門長屋（一間半に十間）

寶戸門（二ヶ所）牢晦屋鋪（東西三間、南北二十四間）  
 是れは寶永六年丑年八月、三條新地牢屋敷造畢より、洛中藍染屋、山城國中、江州の穢多村々より、外番相勤め申候。晝四人夜六人宛相詰め申候。但藍染屋並に江州筋の穢多は番代銀を出し、天部村、六條村、穢多共の内を頼み、詰めさせ申候。

### 三 牢舍の遭火

出火の際は何處でもさうだが、數百人に監禁する牢獄に於いても、囚人を預つて居る以上、之れを保護することが必要だ。たとひ罪人でも見殺しにすることは出来ない。恁ういふ火急の場合に幕府では如何なる處置を取つたであらうか。記録に依れば、牢内に火が移れば、みな囚人を解放して、一時立退かせたが、其の方法は火事の時々に依つて、多少異なるやうである。此の本では科人をみな解放し、その内死罪及び遠島の重罪人のみは、本縄にかけて、他に移したとしてあるが、他の本ではそんなことをせずに、重罪人も一様に開放したとしてある。それは参考のところで解かる。

### 出火の節の事

一、出火の節、牢内の科人、皆々勝手次第に逃し候由申傳ふ事ありといへ共、是は大昔の事也。

當時は入墨百敲位にて、軽き科人は、火の節勝手に立退せ、消火の後歸牢の者は、其の罪一段輕く相成候。如何様なる近火にても、遠島死罪重科の者は、矢張本縄に懸け、モツコウにのせ乞食にかつがせいだす事なり。尤も平日牢外乞食小屋頭を長兵衛と云ふ。

一、近火の節は、石出帶刀鑑役（鍵を司どる役）を呼び、手當者（死罪、遠島重科を云ふ）を心付候様に申付る。時に鑑役外ざやに入り、死罪遠島重科の人を、一人宛外ざやへ呼出し、張番是に繩を懸け、其の後に牢庭へ引出す。此處に乞食人足モツコウにさし添へ侍居る。乞食横目（乞食の内也）科人三四人に一人宛位の宛を差添る事也。依レ之其の人足共に差添へ控え居る死罪、遠島重科の外は皆繩なしに逃し遣す。

一、近火の節揚り屋科人重科は（死罪、遠島）乗物の手當兼々拷へありて、日雇請負人より重科の乗物かき、是も平日當置、早速に來る事也。

一、牢内に大概重科の者は、總牢にて多き時三十五六人位、少き時は二十四五人位のもの也。

一、牢内の總人數、大牢八九十人、二間牢八九十人（東西共此の位のもの也）揚り屋三四十人、少き時二十四五人、女牢多き時二十人位のもの也。東西總牢の入數四百人位、少き時三百人位のもの也、右の手當にて手當の重科人は少きもの也。

### 補注3 牢舎火災時の囚人解放は「切放」（きりはなち）・解放（ときはなち）といわれ、明暦三年（一六五七年）正月の

大火の際、囚獄石出帶刀が全囚を小伝馬町牢屋敷から切放ち、立帰つた者は罪一等を減じた先例が慣例化せられた。わが国独特的の制度として現行監獄法に

第二十二條 天災事変ニ際シ監獄内ニ於テ避難ノ手段ナシト認ムルトキハ在監者ヲ他ニ護送ス可シ若シ護送スルノ違ナキトキハ一時之ヲ解放スルコトヲ得。

解放セラレタル者ハ監獄亦ハ警察官署ニ出頭ス可シ解放後二十四時間内ニ出頭セサルトキハ刑法第九十七條ニ依リ処断ス

といふきわめて人道的な仁慈な規定をみる。ただこの場合、手當者（であとの、遠島・重科の者）は本縄に懸け、畚（も

つこう）に乗せ、乞食人足にかつぎ出させている。この状況はつぎのとく記されている。

爰に籠屋の奉行をば石出帶刀と申す。しきりに猛火もえ来り、すでに籠屋に近付しかば、帶刀すなはち科人かみどんどもに申さるゝは、なんぢら今はやき殺されん事うたがひなし。まことにふびんの事なり。爰にて殺さんこともむざんなれば、しばらくゆるしはなつべし。足にまかせていづかたへも逃れ行き、ずいぶん命をたすかり、火も鎮りたらば、一人も残らず下谷したやのれんけいじへ来るべし。此義理をたがへず参りたらば、わが身に替へても、なんぢらが命を申たすくべし。若又此約束を違へて参らざる者は、雲の原までさがし出し、其身の事は申に及ばず、一門までも成敗すべしと有て、すなはち籠の戸をひらき、数百の科人を免し出して放されけり。科人どもは手をあはせ、涕を流しかゝる御めぐみこそ有がたけれとて、おもひくに逃げ行けるが、火しづまりて後、約束のとく皆下谷にあつまりけり。帯刀大きに喜び、汝等まことに義あり。たとひ重罪なればとて、義を守るものをば、いかでか殺すべきやとて、此おもむきを御家老がたへ申上て、科人をゆるし給ひけり。

（『武藏鎧』（むさしあぶみ）・万治四年版）

“解放ち帰牢”の例（特に無宿人帰牢の例）としては、『御仕置例類集』（明和九年・安永元年）一七七二年、火附盜賊改初代長谷川平藏信雄扱い）の例として

〔例一〕 武州無宿僧清覚、木仮盜み附火いたし候もの、牢屋類焼の節放ち遣り、立帰り候儀に付き評議（平藏の伺は町中引廻のうえ火罪であるが、評定所では、「火罪の一等軽き御仕置は別段御座無く候え共」と、永牢に評決）

〔例二〕 腰錢・袂錢抜取など盗み相止まぬ奥州入墨無宿・囚人萬助、牢屋敷焼失の節、立帰り（平藏の伺通り彈右衛門へ



解放ち絵図『武藏鎧』(万治4年版)

## 引渡し)

という結果をも知ることができる（拙稿「御仕置例類集」にみる鬼平の活躍、『歴史と旅』平成六年六月号八五頁所掲）。しかし、後年、在牢者は減刑と三日間の婆婆見物がきであるこの牢火事（赤猫と呼ぶ）待ちの者も多く、牢への放火（赤猫はわすと云う）が度々起っている（重松・刑罰史年表二九二頁）。

参考　出火に於ける科人の避難は、監獄制度の不完全な時代とて、これ以上のことは出來なかつたかも知れないが、其の科人共を一齊に立退かせた時、何處へ避難せしめたか、又その時の申渡しは何うであつたか、『諸例類纂』にはかう書いてある。

一、……牢屋しきへ火かり候へば、打はなし（解放のこと）本所回向院まで立退せ申候。火鎮り候て可ニ立歸一旨、石出帶刀申付候。其場より逃去り候者は、捕へ次第死罪也。罪なき者も死罪申付候立歸り候者は、死罪は遠島、遠島は追放、一段づつ罪を輕く被仰付一候。毎度火事の節切りはなし候へば、大方立歸り申候也。

又『武藏鎧上』に依ると、此の時の光景が明らかに記されてある。

爰に籠屋（牢のこと）の奉行をば、石出帶刀と申す。しきりに猛火燃へ來たり（明歷三年正月の大火のことなり）既に籠屋に近付しかば、帶刀すなはち科人共に申さるゝは、汝ら今は焼き殺されんこと疑ひなし。誠にふびんの事なり。こゝにて殺さんことも無慘なれば、暫く許し放つべし。足に任せて、何方へも逃げ行き、隨分命を助かり、火も靜まりたらば、一人も残らず下谷のれんけい寺（蓮慶寺か）へ來るべし。此の義理をたがへず參りたらば、我身に替へても、汝が命を申助くべし。若又此の約束をたがへて、參らざる者は、雲の原までも探し出し、其の身の事は申すに及ばず、一門までも成敗すべしとありて、籠の戸を開き、數百の科人を許し出して、離されけり。

科人共は手を合せ、涙を流し、かゝる御恵みこそ有難けれど、思々に逃げ行きけるが、火靜りて後約束の如く、皆下谷に集りけり。帶刀大に喜び、汝等まことに義あり、たとひ重罪なればとて義を守るものをば、いかでか殺すべきやとて、此の趣きを御家老方（老中方のことならん）へ申上げて、科人を許し給ひけり。其の中に一人の囚人、而も至て罪の重かりしが、よき事に思ひて、遠く逃のび、我が故郷に歸りしを、在所の人々此の者は、助かるまじき科人なるに、のがれて歸りしこそ怪しけれとて、連れて江戸に参りければ、奉行方大にくませ給ひて、殺されしといふ。

此の記事を前の『牢獄秘録』に對照するに、少し違ひがある。秘録では死罪と遠島に當る罪人とは本縄にかけてモツコウにのせ、それを乞食人足がかついで運び出すとしてあるが、此の『武藏鎧』では罪の輕重を問はず、囚人全部を、一様に解放したやうである。又、『南撰要集』には、回向院に避難させたやうに書いてあつて、區々であるが、これは要するに前に言へる如く、其の時々の都合で計ひを異にしたものと思ふ。で、火急の場合でも、重罪人には本縄をかけて、運び出したこともあつたらうし、みな隨意に放つてやつたこともあつたらうが、併し各自ばら／＼になつて、駆け出したのではなく、隊伍たいぐを組んで出たものらしい。

牢内では火事のことを『赤猫』といつて、これが囚人に取つて天恵のやうに悦ばれるのは、一時たりとも解放されるからである。だが廣い牢屋だから騒ぎはひどい。此の時名主はキメ坂を小脇に搔ひ込み、其他の者は桶を壊して寄木としたものを持つて繰り出し、牢庭に勢揃ひをして、申渡しが出ると、一同は直ぐに隊を結んで、二番牢が先頭となり、名主、頭、御隠居の面々を護衛して、一先づ回向院の境に立退くのである。

回向院の境内には、牢屋同心を初め、多くの掛役人が出張して居て、科人共の來るのを待つて居る。こゝで各役

の科人の頭數を調べ、一々名前を記帳して、三日以内に淺草溜りに訴へ出るやう、その時又出訴者には恩典のあることを申渡すのである。前の『武藏鎧』には、此の恩典のことを牢屋で申渡したやうに記してあるが、どんなものであらう。

それは兎も角もとして、出火の際の解放には、足に任せて、何處へなりと逃げて助かれと、石出帶刀の申されたのは、眞實と思ふ。尙、これに就いては、寛文七年の大火灾で、傳馬町牢獄が類焼した時にも、『明良洪範』に同じことが書いてある。又享保元年正月の大火灾にも罪人をみな解放したことが「折たく柴の記下」にも見えて居る。そして放されたまゝ、歸つて來なかつたために、死刑になつた者には、『武藏鎧』の外に次ぎの例がある。『科條類典下六』に、

類焼の節、牢屋缺落致し候囚人、死罪になり候例。

### 死罪

南新堀町甚兵衛店 市左衛門召使 與 兵 衛

右與兵衛儀、小盜に付入牢の處、牢屋焼失の節致「缺落」（解放されたきり歸らざることの意）候につき前の牢屋焼失の節、缺落ものは遠島に成候故、此の度も遠島と伺候處、向後も此の類死罪可レ仕旨被レ仰出一候。

享保三戊午二月廿二日

斯様に小盜でも、歸牢しなかつたものは、死刑に處せられたのである。尤もこれまで遠島にしてあつたのを、其の時から重くしたものと見える。如何に幕府が、信義に重きを置いてあつたかが分かる。

## 四 囚 禁 具

牢内には牢名主といつて、同じ科人の中から申付かつた役人が居る。牢内にては此の者の權力は殆んど絶對なるが故、往々にして横暴を極むることがある。その場合に於ける制裁。

**補注4 牢内戒具（囚禁具）**は、手鎖（両手の禁具）・錠（ほだ、足のかなばさみ、足枷）があり、牢内縄の用い方として

は、揚り屋縄は双方の小手をゆるく縛る。大牢、二間牢は後ろ手に縛る。火附盜賊改方も同様。死罪呼出し執行の場合は、罪囚に切縄といって、藁により二すじに縛り合わせた縄を懸ける。

奉行所より罪囚を入れさせるための腰縄、すなわち護送用縄は麻の太い縄で、各奉行所どとに色別されている。北町奉行所からは紺染め、勘定奉行所からは三つぐりの白縄、火附盜賊改役方からは白細引縄、牢屋敷から懸け出す場合は紺染めと統一されている。

なお、片手のない者、病氣等で肘関節が動かぬ者などは片手を後に縛り、あるいは片手を腰に縛りつける片手縄が用いられる（重松・刑罰史年表一八七頁）。召捕り（逮捕）のための縄（早縄を含む）は、また別途に定められている（原胤昭「縄の伝極意」）

### 牢・屋敷見廻りの事

牢内名主非道にして（中略）名主不法に究る時は、牢内とて手錠（又罪に依り後へ手錠）、兩、ホダにて外の牢へ替申付る也。

繩といふのは、罪人ざいじんを縛する繩のことにて、其の懸け方は罪に依つて異なる。その繩の懸け方には一定の法則がある。

### 牢内繩の事

一、揚り屋繩といふは、兩方の小手をゆるく縛る也。大牢二間牢は後ろ手に縛る也。

一、切繩きりなはといふは、死罪ものに懸けて打首うちくびになるなり。此の切繩は、わらの繩ふたすぢ合せて、なひ合する也。

一、此の繩にも四通り程もある也（但、切繩は一ト通り也）ぱうほんか張番懸け繩を習ふには、此の四通りを心得るなり。先づ揚り屋繩、腰繩、片手繩、是は片手後ろへ廻らぬもの有レ之時は（これは病氣か何かで肘關節の効かなくなつたもの）、片手繩にかけるなり。片手繩に懸る時は、片手を後ろへ廻し縛り片手は、腰にしばり付るなり。

かかる生れの者は、切繩を懸る時も、矢張り片手は腰へしばり付るなり。

一、揚り屋ものへ繩を懸る時は、揚り屋縁頬にて、張番繩を懸る。女牢、大牢、二間牢のものは、土間にてかける。尤も外ざやの内にてかける也。

揚り屋ものは、身分のある罪人ざいじんだから縁頬にてかけ、他は土間どまでかけるといふやうに、身分に依つて差別があつたのである。

一、切繩を懸る時に立合候鑑役、平當番共、無刀にてさやの内に入り立會ふ也。昔は脇差わきざしをさして立合しが、一人無法の死罪人しがいじん、平當番の脇差を奪ひ取り、一兩人も怪我せしゆへ、其の後は無刀にて入候事になりたるなり。

罪人を縛つて、牢へ送る時の繩の色は、其の支配しはいくに依つて違ひがある。謂ふ所の印繩で、之れを見れば何處の奉行所から送られて來たといふことがわかる。

大牢二間牢入牢者印繩の事。

一、北之町奉行懸り同心より、召取送り来る時は、科人縛り繩白し（是れ北町奉行の印の繩也）南之町奉行方は縛り繩紺染也。御勘定奉行は、三ツぐり白繩也。本役加役は白細引にてきまりなし。又御呼出し、其の外牢屋敷より懸け出す繩は、皆々紺染めの繩なり。是れ牢屋敷の繩とて、定まりある事也。

## 五 掌 獄

牢獄を掌る役人には、階級がある。一番上の牢奉行は、石出帶刀で、大番筋であること、前に記した如くである。牢奉行は町奉行の支配で『御役所持場一件留置』に、次ぎの如く記してある。

囚獄 石出帶刀

拜領屋敷 小傳馬町一丁目北側不殘

高三百石

米澤町二丁目 右帶刀幼年に付有抱

高十人扶持	神谷辨之助
高二十俵二人扶持	牢屋同心五十人
高二十俵二人扶持	同 八 人

牢屋下男三十八人

斯様に牢獄を預る牢屋同心はすべて五十六人（前書には五十八人ある。しばらく疑ひのまゝ記しておく）であるが、其の中主なる役割は、次の如くである。

牢屋同心五十六人の内

鎌役二人 之の節は臂川藤藏、高松清次郎

同 助 四 人

數役一人、牢屋にてかぞへ役といふ。敲候時數とりの役也。此の節は石江小市と云ふ。當所は打役よりくり上り、中安兵助勤レ之。

打役四人 捷問の時打つ役也。此の時も打つ也。此の時の打役中安兵助、高野榮助、杉本八十郎、吉田留吉四人也。

小頭二人、是惣牢の番人の小頭也。此の節篠原三次郎、河原林甚四郎此の兩人也。下當番所へ晝夜一人づゝ、相詰、平當番五人相詰る也。交代は毎日夕七ツ時也。此の時牢内の科人數をかぞへ、惣牢を請取る也。但し一々牢内に入りて相改る也。此の時牢内科人の内にかぞへ役有りて、一人一人頭をかぞへ、私共何十何人と云ふ小頭承け届け、留め口を出る也。此の時留め口外ざやに交代して、歸る。小頭一人、平當番一人、張番三人控へ居る事也。惣牢人數相改め、無二相違一請三取之一相濟。是までの小頭歸る也。毎日夕七ツ時より翌七ツの詰也。

世話役四人、是も平當番と共に、下當番所へ相詰る。

平番、此の内にて御呼出しの時、送り迎へを勤む。牢内にて平當番といふ。下當番所には平日平當番三人、世話役一人、小頭一人相詰る。都合五人也。

**補注5** 小伝馬町牢屋敷は江戸の本牢と呼ばれるが、その役人は囚獄のもと、鎌役（鍵役、二人）同助（四人）、數役（一人）、打役（四人）、物書役（若干名）、勘定役（若干名）、賄役（若干名）、小頭（二人）といった幹部があり、その他下

級同心として世話役、平番がいる。鎌役以下同心は五六名で牢屋同心と呼ばれる正規の役人である。この同心の他に牢屋下男と辻番・御傭医師・首斬役の浅右衛門が付属する。年代により牢屋敷に詰める役人の数には変動があるが、つぎのごとく同心・下男は幕末に少しの増加がみられる。

## 牢屋敷役人定員の変遷

年別	定員	上欄(年間囚員)										
		囚	獄	同	心	下	男	辻	番	醫	師	計
天和元年迄	一	一	四〇	三〇	一一	三	八六	不詳				
同年ヨリ	一	五〇	三〇	一一	三	九六	延寶二年	三四七六				
安永四年ヨリ	五六	三八	一一	三	一二二	一一〇	寛延元年	三一〇〇				
慶應二年ヨリ	四八	一二	三	一一二	概不四四〇人以下	天保十三年	三七五					
一	七六	一一〇	概不四四〇人以下	同年十月九〇〇人(ノ無宿者入牢爲増加ス)								

(豊多摩刑務所沿革草稿・史稿六四頁所収)

牢屋下男（ろうやしもおとこ）…………同心は幕府の正規役人であるが、下男は抱入れの御家人（足軽）の身分で一両二分一人扶持、主として百姓町人から取立てられている。各牢内の張番、門番、晦、葵部屋詰、買物、雑品給与、釜焚などの雜用をおこなう。夜は五ツ時（午後八時）か明六ツ（午前六時）まで一時（二時間）交代で不寝番をする。立番の時は外鞘を平番同心付添いで拍子木を打ちながら回る。薄給であるため在牢者と馴合いの不正が多く、囚獄の悪弊は、すべてこの下男から生じたといってよい。（重松・刑罰史年表三二六頁）

辻番（つじばん）…………十二名が置かれ、牢屋敷廊外の番所に配置して時々周囲を巡警、牢屋敷に近づく不審な者など外部警備に当たらせた（史稿上・六二頁）

非人（ひにん）…………当時、乞食人足とも呼ばれ、入墨・敲・晒・死刑の執行その他護送について多數の非人（伝馬町小屋長兵衛配下）を人足として差出させ使役した（史稿上・六五頁）

## 六 夜廻り及び巡視

牢内夜廻りは必要で、今日の刑務所でも行はれて居る。併し拍子木は打たない。又牢内改めも嚴重であつた、牢内夜廻りの事。

一、夜に入り六ツ時より、平當番（牢屋同心也）一人、張番（提灯持なり）一人、同雇（牢屋敷にてテンマといふ。手間といふ心にや）一人、是は拍子木を打つ役也。是より時間に廻りて明ヶ六ツ時まで打廻る。

牢内改めの事。

一、五六日に一度づゝ、牢内改め有り之、此の節外ざやの内へ石出帶刀、並に見廻り同心、牢屋同心、鑑役、平當番五六人控へ居りて、科人殘らず外ざやへ追出し、牢の中へは平當番三四人、張番六七人はいりて、牢内を改むる也。是れ何ぞ牢内法度の品にても、無レ之哉との事也。

更に牢屋へは、不時に上役人の見廻りがある。嚴重を極めたものであるが、囚人が不平なきやう、心を盡くしたあとが見える。

牢屋敷見廻りの事（御目付衆一ヶ月一度づゝ、見廻り有り之）

一、毎日一度づゝ、晝夜の差別なく、御徒目付見廻りに来る事也。尤も時刻の定まりなく、不時に来る也。牢やしき外ざやの内に入り、揚り屋初め、口々に來り廻る時に、牢屋同心鑑役來りて、御徒目付衆御廻りの趣言ひつく。時に牢内名主申は、御無湯も行届きまして、有難仕合せと言ふ。其の時の御徒目付申すは、何ぞ申立る事は無レ之哉と言ふ。名主の申すには、何も申立る儀無之と答ふる時は、御徒目付又々次の牢を見廻るなり。但、夜分(何時と不限深夜に來ることも有レ之)見廻に來る時は、外ざやの外より鑑番來り、御徒目付御廻りの由を言ふ也。夜分故、外ざやの内は入らざる也。

一、此の節申立る儀有レ之旨申者有レ之候得ば、御徒目付則ち牢の入口へ其のものを呼出し、其譯合を聞く時に、其の者申すは、私儀元來火附盜賊には無レ之候得共、餘り拷問厳しく候ゆへ、火を附け申候申趣候得共、全く左様の儀無レ之由を申時、御徒目付右の趣を手帳に留置、御目付衆へ申立る事也。依レ之罪科定まりても、又吟味かゝる事有レ之は此の故なり。

按するに星のやうに、拷問一點張りで白狀を強いた時代には、冤罪に陥された者の、如何に多くあつたか、想像に難くない。それで一旦罪に定まつた者でも、上役人が其の不合理な調べであるか否かを糺したのである。拷問の弊害は言ふに及ばないが、それでも拷問を廢することの出來なかつたのは、治罪の道が開けて居なかつたためである。

一、此の節申立候儀御座候由、牢内奥の方より申す者ある時は、先づ其の者を口元へ呼出し、如何なる儀と相尋る時に、其の者申すは、牢内名主非道にして、私衣類を剥ぎ取りしと言ふ。又厳しく打擲せしと言ふ時に、御徒目付名主を呼び、右の趣相糺し、無レ相違に於いては、名主を叱り其の當人は牢替へ（東の大牢ならば、西の大牢に替へ

る大牢の者を其の隣の無宿牢へ、牢替致させ候得ば、名主同志隣へ聲をかけ、しめ殺させると言ふなり)申付け、名主不法に究る時は、牢内にて手錠(又罪に依り後へ手錠)兩ボタにて外の牢へ牢替へ申付る也。又、中立儀科人とがにんの方不<sub>レ</sub>宜共科人許り牢替へ申付る事也。

按するに、横暴なる牢名主に對する懲罰であるが、滅多なことを申立る科人は、あとで同牢の者に苛められる恐れがあるので、よくよくのことではないと、口を鍼して申立てないといふことである。

一、見廻り(町同心)、毎日朝四ツ時分にも相成候得ば、惣牢見廻り候事なり。

一、御徒目付夜分の見廻り等有レ之は、牢内計り見廻ることにあらず。牢屋同心の勤方をも見廻る爲也と言ふ也。

右、科人のお答へは、冤罪を訴へるのであるが、時とすると當番の掛りを相手に取つて訴へることもある。その時名主が聲を擧げて、「お願ひが御座ります」といふと、當番の同心や張番の者等はギョツとして顔色を變へるといふ。それは買物の頭を刎ねたり、賄賂を取つたりしたことを訴へられるのかと豫感が胸を打つからで、すねに疵持つ連中は、思はず顔を合せるといふことである。併しそれが幸にして外のことであると、やれ／＼と安心して胸を撫でおろすといふ。何處にもあることだが、相手は囚人だけ氣になると見える。

補注6　牢屋敷の監督は囚獄のみに委ねられていたものではなく、町奉行・目付等による一重監督・三重監督の体制下にあつた。

三奉行巡視……時々見廻りあり (囚獄留帳・史稿上四三二頁)  
町奉行の与力・同心見廻……町奉行の目代として、与力一人を牢屋見廻として配置し内一人づつ毎日巡視監督、定時(毎

朝四ツ時) 又は不時に惣牢見廻をなした。享保三年本制度創設当時は、一兩日を隔て、見て廻るが、寛政九年九月以降は毎日一人宛出役し、一日二回づつ見廻と改められる(史稿上四〇二頁・四三三一頁)

目付・徒目付・小人目付の巡視……冤罪の防止、牢名主の非違防止、苦情処理など牢の適正な運用を目的としたもので、

徒目付は毎日一回ヅツ晝夜の別なく不時見廻をなすほか、牢内拷訊等に立合した。目付は一ヶ月一回づつ、小人目付も

不時巡視(史稿上四三〇頁)

牢屋同心の巡回……常に三尺棒(半棒と称す)を携えて各牢室格子を軟撃して音響に留意し、破牢等の企なきやを檢した。

(1)晝間 一ト時(明六ツ時暮六ツ時間を六ツに割り一時と定む)の内、当番平同心、小頭、世話役を加へ二人宛、二回鞆内を巡視し、尚鎰役は一ト時一回巡視し戸前に於て名主に対し牢内制止方を命じる。

(2)夜間 小頭一人平番五人勤務し、暮時より右六人にて三人宛半夜持切にて不審番をなし、一人は当番所に残り、二人の内一人は一ト時一回鞆内を巡視し、尚一人は六ツ時より、明け六ツ時迄半時一回下男二人(拍子木打及提灯持)に同心一人附添ひ外廻りを巡視する。尚鎰役も一夜の内刻限を定めず両三度宛鞆内を巡視する(史稿上一四五頁)

**補注7** 牢内改めは一ヶ月二回(朔日・十五日)、石出帶刀、牢屋見廻与力、牢屋見廻同心、牢屋鎰役立会の上、各房毎に囚人全部を外鞆内庭の上に出し、人數名前を改め、小頭、世話役及び平當番三一四人、張番六一七人牢内に入り牢内疊、諸道具、寝具其他一切の物品を詳細に改め、法度品藏匿なきや、また腐朽破損の箇所なきや検査するほか、下男をして囚人の衣体の検査をなさしめる。もし禁制品等を隠匿し、もしくは所持し居る時は、これを取上げ、ただちに月番奉行所へ提出する(史稿上二五一頁)

## 七 入牢の様式



罪人を牢に投するにも規則がある。中々手數がかゝつたのである。  
入牢者の事。

一、（前略）先づ入牢の者有レ之時、町奉行懸より送られ候得ば、乞食鐵砲町の邊より先へ來り、表門より乞食、牢入り引と觸れ込むなり。是を廣間（石出帶刀役所の玄關の事を、廣間と呼ぶ。牢屋敷のもの張番などは御廣間といふ）に詰めたる平當番（牢屋同心）是れを聞き張番にも申聞ける。又御勘定奉行懸りは、直に牢内へ連れ来る。本役（火附盜賊改役）加役も同斷也。

一、先づ、入牢者を牢屋しきに連れ來り、牢庭火之番所（此の番所は疊一枚じきにて、口甚だ小き番所）前に引居置、時に火之番所前三尺通りの落間に、鎌番（牢屋同心）來り、科人を送りし人より、科人の書付（此の書付たとへば榊原主計頭殿懸り、武州埼玉郡柏原村無宿龜五郎、年二十二歳と認めあるをいふ）を請取落間の前に砂利少々有レ之處へ、科人を引居其の方は誰殿御懸りにて、出所は何處、年何歳と聞く。時に科人北御奉行様御懸りにて、武州埼玉郡、柏原村當時無宿にて年二十二歳也といふ。時に右書付と引合せ、相違無レ之、臂川藤藏（鎌役の名）慥に請取ると答へて、右の科人を送り來りし人を返す也。是れ兩町奉行、御勘定奉行、本役、加役共、初めて入牢の時は如レ斯。科人大勢なり共、一人／＼如斯相改る事也。

一、火の番所にて、鎌役科人一々書面に引合せ請取、それより外ざやの内に入る。此の時科人何人にも見廻り一人（町同心の事也）下役一人（町同心）、鎌役（牢屋同心）、平當番二三人（同斷）、張番（牢屋下男の事也。科人一人ならば二三人、大勢ならば六七人もいる也。是は衣類を改る役也）等、外ざやの内に入り、外より外ざやの口をしめる。此の時鎌役科人共に向ひ申には、御牢内に御法度の品有レ之、先づ金銀、刃物、書物、火道具類は相成らぬぞと言ふ。時

に張番へ差圖して繩を解かせ、先づ衣類を相改め、下帶（フンドシ）を改め、髪ほどき改め、帶も改め、其の衣類へ下帶、草履はきもの（せつた）共にくるみ、丸はだかのまゝ、此の衣類をかへさせて（大牢二間牢共）留め口を入る也。此の改めの時、金銀衣類にぬひ入れ有レ之時は、手にさはりても張番知らぬ顔にて、入れ遣すことは、揚り屋入牢ものの處に、認め有レ之通り也。

**補注8** 入牢（じゅろう）については今日と同様に一定様式の令状（入牢證文）がなければならない。駿河半紙に住所・氏名・年齢が記され、右今日入牢・支干月日とあって、左下に掛奉行の氏名・印のある簡単なものである。牢庭火之番所……非人の触込み（先触れ）があると入牢の準備が牢内でなされるわけで、到着と同時に牢庭火之番所前に坐られる。ここで鎌役同心が護送役より入牢證文を請取り、本人であることを確かめる。のちの刑務所でのビックリ箱と呼ばれる新入調室である。ここで牢内法度品の告知があり、檢身・持參品の記帳ののち、留口（牢の入口）から、牢内に追込まれる（史稿上一八一頁）

扱、科人何人にも、一々改め畢りて、鎌番大牢（二間牢にても同じ）と呼ぶ、牢内より名主へイと言ふ。時に鎌番申すは牢入がある。榎原主計頭殿御懸り（前記の通り住所姓名、年齢等）と、段々如レ斯に読み、たとへば何人一件ものと云ふあり、又何人の内入墨一人と云もあり、是其の次第に依るものなり。鎌番是れを読み畢ると、牢内名主お有難う御座りますと言ふ也。入墨者加り居る時は、牢内にて名主（留口）の内に名主と一番牢が、兩方にひかへ居るなり）入墨サアコイ、マケテやるぞという時に、入墨ものは先へ入る事なり。初牢の者は、留口に入る時、内よりサアコ

イと言つて、留口はいる時、<sup>りやうこう</sup>より入候者の尻をたゝく事也。此のたゞかれし時に、初めて入墨<sup>いれすみ</sup>の者は甚だ恐れて、肝をつぶすといふなり。入墨者<sup>いれすみもの</sup>はマケテヤルといふは、此の尻を<sup>りやうこう</sup>兩方より、たゞかぬ事なり。一人／＼サアコイ、サアコイと聲を懸け、入り畢りて平當番留口をしむる事也。

### 補注9

座<sup>すわ</sup>……牢内囚人の座る場所。役付・平囚人の差は、上座・中座・下座・小座と、座る場所により区分されており、平囚が座る小座はさらず金比羅下（畳一枚に四、五人詰）中通り（畳一枚に五六人）、向通り（畳一枚に七八人）と区分され、多い時には一二八人といつた、どう考へても無理な詰め工合に置かれる（重松・江戸の犯罪白書一八八頁）

一、入牢の者は、大概日暮れて入る也。晝中に入るはまれ也。

一、入牢の節、外ざやの内には、鑑番又は平當番科人に向ひ、御牢内法度の品々（前文と同じ）若、持參候はゞ可<sup>二</sup>差出<sup>一</sup>と言ふ。此の時平當番の者、酒狂にて厳しく叱り、其方つるとて、牢内へ金子など持參する事は無用なるぞ。もの持參致し候はゞ早々可<sup>二</sup>差出<sup>一</sup>也。萬一後日に相知れ候へば、不<sup>二</sup>相濟<sup>一</sup>事也と言ふ。是れ誠に酒狂の戯れなれども、初牢の者は、此の言葉に驚き、持參の金子差出す者もこれあり。此の時左様なる品無<sup>レ</sup>之と言ふ時は、何の仔細なし。又平當番の者戯れに威しを誠に心得、愚かなる者は、此所にて金銀をさし出す者も有<sup>レ</sup>之、此の時此の金銀差出し候時は、牢内に入り一ツ二ツ打たれ候よし。尤も牢屋同心、平當番誠に戯れにて、金銀の儀を厳しく吟味する

様に申ものも有レ之、是れ平當番人々の氣性にて、酒狂にても左様の儀を申さぬ者も有レ之。此の平當番は衣類相改め候役にては無レ之故、只慰に科人の氣性を遊び見ること也。尤も此の如き戯は、鎰番の者度々制し、科人驚く故不宜と申すといへども、平當番の者は誠に戯れに申也とて、笑ひ居る也。戯には誠に罪なる戯なり。初めて入牢の者には、此の事を態々申付け遣はし可レ申候事也。此所にて金銀出し、牢内にて出し候金銀無レ之時は、其の人々牢内にて難儀することなり。

按するに、牢内には法度品の一として、金銀持參は禁じられてあるけれども、これは公然の秘密で、入牢者は持參する金といつて、金を衣類に縫ひ込んだり、或は肛門に挿入（綿にくるんで入れる）したりして、持參するのが普通であつた。それは牢名主にお土産として、金を差出さなければならぬ爲で、其の金高の多少に依り、牢内の待遇が大變に違ふから、科人は牢に行くまでも金がなければならなかつた。地獄の沙汰も金次第とは此のことで、金の無いものは何處までもみじめな目をせねばならぬ。そこで入牢の際に威かされて、金を出して了へば、牢へ入つてから打たれることは、前にも見える通りである。

一、喧嘩にて入牢は、相手方を東（大牢か二間牢かの内）西（大牢か二間牢の内）に引分けて入れる事也。

一、乞食科ありて入牢の時は、二間牢へ入る。矢張一通りの科人同様に、モツソウ飯被下レ之。穢多入牢の節は、二間牢へ入る也。食事は新町（穢多頭彈左衛門屋敷のこと）を新町といふ毎日持參り、張番に頼み、牢内へ入る。重箱へ詰め参るといふ。

一、女の入牢の時は、乞食の女房（これは女牢附人とて、乞食の女房一人づゝ一ヶ月代りに、替り合せて、女牢の内に居る也）衣類を改るなり。尤も鎌番女牢の外さや（此の間缺字あり）女部屋といふ。牢内の女名主へイと言ふ。時に牢

入り有り、深川無宿さだと言ふ時、牢内女名主ハイ御有がたうと答ふ。其の時鑑番、鑑を平當番に渡して、女牢の入口を明けさせ、中に居る乞食女房出来りて、縁類の上にて先づ下帶(腰巻のこと)を改め、是れをしめさせ、衣類を一つ／＼相改め、帶髪をくづし改め、改め相濟て牢内へ入る也。

『牢内繻子、縮緬、羽二重等法度なりといへ共、きぬとさへ言ふ時は、島縮緬に島絹、黒じゆすも、黒ぎぬといへばたとひ、びらうどたり共構ひなし。是れ改め候乞食の女房斯く言ひ立る事也。或る時心得ぬ女房來りて、改め候時、黒じゆす帶也と言ふ時に、鑑番いや／＼黒きぬであらう、よく／＼手にて觸り見ろと言ふに、矢張り繻子の趣きを言ふ時に、鑑番さてなれぬ女かな、能くさぐりて見ろといふ時、女牢の内の女名主小聲にて、黒きぬといひ候様に教へける故、此の乞食女房黒きぬなりと、やう／＼言ひけるなり』

一、乳のみ子有レ之女入牢の時は、此の子も同じく入牢させる事也。右も入牢の時、此の子も相改める事也。

一、懷胎にて入牢致し候女は、臨月に至り牢内にて出産させ候事也。かゝる時は付人女房、世話致し遣す事也。

一、先年江戸町中の女藝者かり取られ、二百人餘りの入牢の時は、女牢に入り切らず、依之遠島部屋へ入れ候事也。右女乞食一々之れを改め、名主代りに遠島部屋へは女乞食入居たりとぞ。尤もつる金は、此の女名主も餘程取候よし。此の藝者翌日出候也。此時張番の者、女藝者出牢の上、其の宿々へ無心に行候事也。尤も數多の牢入にて日暮より、夜の八ツ過ぎまで、改めにかゝりしよし。

女藝者を入牢させたのは、天保の改革で、風俗の肅清をはかり、當時の隠賣女と稱する曖昧女、即ち今日の私娼を、どしふ／＼捕へたものである。又藝者でも賣淫をしたものは、これも同様に縛られて牢屋へ送られた。其の時の有様を記したのであるが、一時に二百人も驅り出したといふのは、當時女藝者の如何にはびこつて居たかゞ

解かると共に、幕府の檢舉の烈しかつたことも、想像されるであらう。而して其の入牢はたゞの一日で、翌日出牢したのは、今日の一日の拘留に等しいが、これはほんとうのお灸と見てよい。尙、面白いことは、出牢した藝者の宿々へ、牢掛の張番が無心に出かけるといふことだ。これでは女牢の掛人には役徳が多かつたであらう。一、女入牢の時も、先づ召連れ來りて、牢庭火之番所前へ來る定にて、鑑番差添へ來りし者より、書付請取り、一々名所、年を聞き届けて、夫れより牢内へ入る事也。

## 八 囚人へ届け物

### 囚人へ届け物

未決囚へ届ける物を、差入といふは、今日の言葉であるが、昔も差入があつたのである。而しそれは既決の囚人でも出来、それを牢見舞と名付けて差支へない物に限り、差支への品物は、留置いて張番の餘得にするといふ。こゝにも役得がある。

### 届物の事

#### 補注10

牢見舞……囚人への届け物・差入品を牢見舞と俗称した。届錢（とどけせん・差入錢）は有宿者に限り身内の者から一ヶ月五百文（のち六百文）まで認められ、届物（差入品）は衣類のほか食物として飯・餅・蕎麦が主として入れられてゐる。しかし、赤飯（こわめし）と唐芥子（とうがらし）は法度となつており、茶めし・菜めし・海苔めし・“むすび”は許された。これは大ざるに明けさせ張番が十文字に割り改めた。こうして目録証文と現品を対比検査（あんけん・検

査) して交付される。この嚴重な改めを通して入つた不正な禁制品は、しばしば牢内改により没収された(重松・刑罰史年表二一五頁)

一、届物遣し候事、俗に牢見舞といふて、町人共入牢有レ之ば、牢内へ飯、肴等見舞に遣し候事也。牢内にては之を届け物といふ也。御科を蒙むりて入牢の者へ、見舞といふ法はなき由なり。依レ之右届物目錄證人も届物と認る事也。

一、届物持參の者は、先づ牢屋しき玄關脇にさしかけ有レ之處へ、品々差置さ廣間番いたし候役人へ、御届物何々と相認め、何町何某店誰、牢内誰々へ、居合候平當番の者張番に申付、品々を請取り牢庭へ運ばせ、牢内に有レ之に入物(大ざる届物等入るざるのよし)持參り(張番持參)、飯も肴も是へ明けさせて、牢内へ遣す也。但 平當番此の認め有レ之目錄證文を持て、外ざやへ來り、目錄の通り讀上げ、右届物參候科人を、牢内中へ呼出し置、右の段一々申聞かせ、誰よりの届物と申渡す。其の者御有難う御座りますと答ふ。時に張番の者共、届物の品々牢内へ遣す也。

但、是れまで入來りし飯、或は半切り、又は四斗樽、又は餅屋の荷なひいやうゆ樽の入物、餅屋の荷なひは格別、外の入物樽類に候得ば留置き張番の餘得に相成也。(次の條項を觀よ。何んと面白いではないか)

一、届物の飯は、只の飯は不<sub>レ</sub>相成<sub>一</sub>。只の飯ならば、上に菜を少し振りかけ候得ば、なめしの積り故不<sub>レ</sub>苦。只の飯は牢内よりも被<sub>レ</sub>下たりし故に、不<sub>レ</sub>相成<sub>一</sub>趣なり。(モツソウ飯もたゞの飯?)依レ之届物の飯は、先づ赤の飯(さゝぎ、あづき)、茶飯(ちゃべん)、なめし、海苔めしの類宜しく、尤も持參いたし牢屋同心請レ取レ之て、張番に申付、大ざるへ(牢内にあるもの)明けさせ、見廻り同心、牢屋同心、平當番三四人立會にて、是を改め、其の時張番此の飯を十文字に割て、中に何も無レ之を相改め、牢内に入れ遣す。又、むすび(ごまをつける)ならび、ニツニツ中をわり改め、跡はあらた

其のまゝ入遣す。

一、届物の内に、赤飯(こわめし也)並にどうがらしは法度也。赤飯と餅の類は、牢内にてもたられ候品ゆゑ、熱病になるとて法度なり。持行候へば、隨分中(するぶんなか)へ入れ遣すといへ共、持參の人へ以來は不<sub>ニ</sub>相成一趣を申聞かせる。

一、届物に蕎麥(そば)なども遣す也。これはのび候もの故、鐵砲町(てっぽうちやう)の邊にてそば屋へ申付け、四斗樽(よんとうづら)へ入れ、つゆ(下地のこと)は手桶(ておけ)に入れて送る事なり。

## 九 囚人の生活状態

これから囚人の生活状態となるが、其の食事や、髪月代は勿論のこと、入湯も、不完全ながら行はれてあつたのである。

### 牢内食事の事

一、牢内の者へ食事の儀、牢内臺所より相廻る事也。これは張番(ぱりばん)の懸なり。モツソウ(曲物のまゝ抜かずに入物ごと遣す。但箸付なり)人數だけ遣す。又汁は手桶に入れ、モツソウ曲物の少し小き(これは汁モツソウいふよし)を付けて遣す。香の物はぬか漬(だいこん)の大根なり。朝五ツ時と七ツ時と兩度牢内へ入れ遣はす。此の度ごと、呑湯(のみゆ)も遣す。但、食物入れ遣す時、下役(御同心牢屋之出役をいふ)一人、手當番(牢屋同心)一人立會ふ也。又届物(とくもの)にて干ものなど入候節は、臺所張番に焼物がかり有レ之て、此の干物を焼いて牢内へ入れ遣す事也。

一、水も限り有りて入れ遣はす。但、牢内に水入候四斗樽(よんとうづら)五ツ六ツも有レ之由。  
牢内の者の髪月代の事

一、毎年七月一度宛、牢内の者殘らず髪月代いたさせ候事也。此の節は揚り屋もの、女牢（これは比丘尼有レ之也）髪月代致す事なりとぞ。此の時には牢庭へ石帶刀上座に出で（腰かけに腰かけ居る）見廻り（町同心同断）一人、牢屋同心、牢役、平當番共二十五六人、張番十人計り罷り出で右牢庭へむしろを敷き、牢内の科人一ト立三十人位づつ、手錠かけ呼出し、（手錠不足ゆゑに、繩手錠）、大盥に水を入れ、月代（張番一人々々に頭をもみ遣はずなり）をぬらし、髪結（一ヶ月一度づつ、江戸中の髪ゆひ一町より一人づつ家主さし添へ出るなり）其のうしろへ廻り、髪月代とも剃結ぶ事也。尤も髪ゆひの後に差添への家主ひかへ居る事也。此の時病人ばかり牢内に殘るよし。此の日は江戸中の髪ゆひ、早朝より牢屋しきの表門前に詰め居る。尤も髪結ひ一人に、家主一人づつ差添へ出る事なり。

按するに、囚人の髪月代をさせる時に、一々手錠をかけるのは、大勢故亂暴しないとも限らないからである。一、平日髪許りは、牢内にて互に結びあふ事也。又、牢内名主一番役と、二人位は一ヶ月に一度づつ、月代剃る事有レ之、これは如何なる事にや譯不レ知。

牢内の者湯遣ひ候事。

一、二十日に一度位づつ、湯を立て（外ざやの内外の方へ、張出し湯遣場）尤も牢屋臺處にて湯をわかし、入れ遣るに、大きなる風呂なり。一ト立にて五六人づつも入る也。湯ぬるき時は、又、熱きを入れて、遣はせる事なり。

### 補注 11 在牢者の衣食はつぎの通りである。

衣服等……有籍囚と無籍囚により区分

- (1) 有籍囚は官給でなく、自前を原則とする。すなわち其の親戚より送付・差入品を着用させた。
- (2) 無籍囚、すなわち江戸に人別をもたぬ無宿者で着衣が使用に耐えぬ檻樓となつた場合、

夏（五月上旬）帷子（粗製麻）一領

冬（九月上旬）綿衣（浅葱色の木綿製）一領

を町奉行所より貸与している。いわゆる御仕着セである。但し蚊帳・臥具（敷布団）は貸与されない。

用紙……いわゆるチリ紙は、毎月一日、禁囚一人一ヶ月百葉（粗悪紙）を支給した。但し親戚より差入ある者はその数を減じた。（史稿上三五一页・三五三頁）

糧食……一日二度（朝・夕）の盛相飯が与えられる（石井・江戸の刑罰）、いわゆる身分主義を幾分加味し、揚り座敷の者には給与を厚くし、また各牢取締の任に当る名主・役付囚には飯量を加給、女囚には減給、病囚には病食を喫食させ、妊婦には人参を加給した。なお特別糧食として毎年七月十五日には南北奉行の序より禁囚一般に青魚・素麺を給与、毎年正月十五日には小豆粥を石出帶刀方より給与した。江戸小伝馬町牢屋敷での給与はつぎのとおりである。

### 1、揚り座敷の罪囚。

飯

玄米六合（精白して四勺と居る）（此の量目  
五百四十勺とす）

菜類

一汁三菜、汁は鼓を以て蔬を煮て給す、平皿に豆腐若くは蔬菜を盛り、坪に煮豆若くは蔬菜を盛り、小皿に醤油を盛る、合せて一汁三菜とす。鼓三十目、雜費料錢二百文（徳川初期三十文）

### 2、揚屋及平民の罪囚。

飯

玄米五合（同四合五勺上）

菜類

汁、鹽菜、鼓三十目、雜費料錢百文（同十五文上）

### 3、名主及役付。

飯 玄米六合(同五合四勺)

菜類 汁、鹽菜、鼓三十目雜費料錢百文(同上)

4、女囚名主以下。

飯 玄米三合(同二合七勺)

菜類 汁、鹽菜、鼓三十目雜費料錢百文(同上)

5、病 囚

若し病ある者(音に移さる者) 麥飯稠粥(ネバカユ) 赤小豆粥を喫せんことを乞ふものあれば之を許す。

6、懷胎 女。

牢内にて出産したる時は人參を給與す。

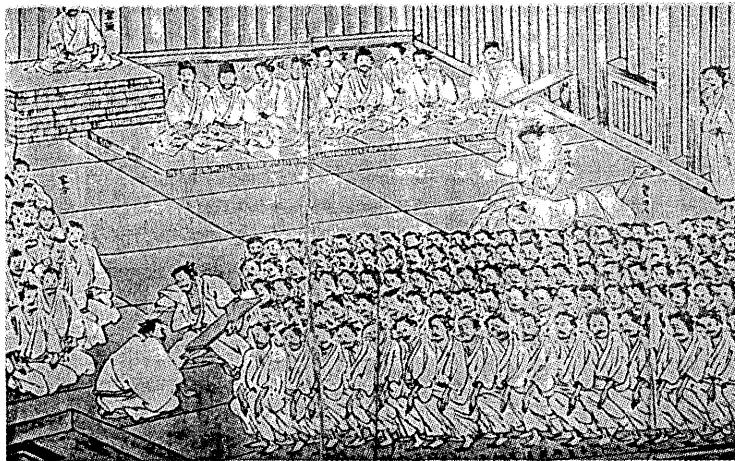
## 一〇 牢法及び牢内役人

(史稿上三四〇・三四一頁)

牢内にはまた、牢法とて妙な習慣(しうくわん)がある。例へば廻はりの時の呼び聲に和して、囚人一同聲を揃へて之れを唱(こゑ)ふるが如きである。牢内の時の聲といふものこれである。

牢法の事。

一、大牢二間牢共、牢法なりとて、毎朝七ツ半時の廻りの時、大牢にて一人大音聲に、寺社御勘定御役人申と、節をつけて永く二夕聲(こゑ)いふ時に、牢内の者一同に、『エ、イ』と大勢聲を立る事也。(ことなり)又、過て六時の廻りの時、二間牢



小伝馬町牢屋敷大牢内図

にて「一人 大聲に『かしき留りましたア』と、（此の事何なるか、其の譯合不レ知）節をつけて、永く四度呼るなり。時に一同に牢内中『エ、イ』と、大勢にしていふなり。每朝斯の如く大牢にて七ツ半時<sup>はんどき</sup>の廻りの時呼る時は、二間牢にて六ツ時の廻りに、大聲<sup>おほこゑ</sup>を上げ、此の事大牢二間牢にて、毎朝替<sup>まわさかは</sup>りがはりに呼はる事也。東西の如レ斯。揚り屋女牢は如レ斯の事なし。これを牢内<sup>らうない</sup>知らぬ人、世上に言ふ時の聲<sup>こゑ</sup>を上ると云ふ也。

一、朝夕食事のせつも、一同御有難<sup>どうおあらが</sup>たうといふ。是れも同意<sup>どうい</sup>に言ふ故、時の聲<sup>こゑ</sup>を上るやうに聞ゆる也。

一、御仕置は呼出し候後、鑑役此の外に御沙汰はないといふ時にも、一同『エ、イ』といふ也。皆大勢にて呼はる故、牢屋<sup>らうや</sup>しきの近くにては、時の聲<sup>こゑ</sup>を上ると呼び習すといへ共、全く左にあらず。

一、御仕置者を呼出す時に、御仕置<sup>おしおき</sup>に相成候者を、両手を持ってシツ<sup>しゆつ</sup>／＼と言つて、兩人にて留口を出す。是れ牢法<sup>らうぽ</sup>の由。

補注12　牢内ではさまざまな非公認の牢法がまかり通っていた。例えは

詰の教え……ツメ（雪隠・便所）の使用法

座を張る……定められた自席につくこと、きちんと坐ること。「膝直し」という樂に坐り直すこと、寝姿から坐り直すこととの意の場合もあれば、「座作り」といって虐待の場所作りのため、座を拡げて作らせる意の場合もある（重松・法制史稿要二三二頁）。

時の声……起床（総立ちと呼ばれる）と共に牢番の朝の巡視を迎える。このとき大牢の囚人一同は一勢に「エエイ」と長く引っ張る節廻しで大声を発する。朝のあいさつと云ふものである（石井・江戸の刑罰、重松・江戸の犯罪白書一九〇頁）。

一、牢内にては雪隠（便所のこと）へ行く事をツメといふ。依レ之大便は大ツメ、小便は小ツメと唱ふ。是れ牢法なり。

牢内には囚人を支配する牢内役人なるものがあつて、自治制が行はれて居る。此の自治制はよいが、役人の權力が強いので、如何なる兇惡の人間も、此所へ來ては其の役人に従はなければならぬ。それで牢名主が餘り横暴だと、囚人から御徒目付が見廻りに來た時に、訴へらるゝこともあることは前に記した如くである。今、茲に録するのは、それ等役人の役々と、囚人を遇することであるが、参考として嘗て婆婆に於いて、甚だ憎まれて居た岡引目明の異名が罪を着てこゝへ來た時に囚人から残酷な目に逢はされた話を示すとしやう。

牢内役人の事（大牢、二間牢共）

一、牢内役人といふは、名主一番役、二番役、すみの隠居（これは元入牢した名主も致し候者、又は入牢致し候節は、牢

法も心得候もの故、すみの隠居となる也)、ツメの隠居(これは雪隠の道に居る也)、穴の隠居といふものあり。次に三番役、四番役、五番役(此の外に頭かぞへ役とて、夕方小頭來り、牢内の人数を改め候時、牢内の科人一人々々に勘定し、私共何十何人と云ふ也。又朝夕の食事モツソウに入る時に、此のめしを一人々々に分け遣す役もあるなり)是れまでを牢内の役人といふ也。牢内名主は、罪の輕重に依らずして、名主役申付候事也。それより以下は名主の心得にて役付候事也。

参考 此の牢内役人のことに就いては、『南撰要集』に、次の如く出である。

名主、添役、角役、二番役、三番役、四番役、五番役、本役、本役助、詰之番、同助番、五器口番、親方帳代。

此の内三番役より五番役までを打混ぜ中座と唱へ候由。

又、隠居にて、大隠居、若隠居、隠居並の區別がある。それ等が一々役をもつて、囚人を御するので、牢内は宛然、一の役所のやうになつてゐる。

一、牢内名主初め役人共は、疊一疊に一人宛、三番役、四番役などは、一疊に二人づつ居る事也。又新入の入役者は、向ふ通りとて、一疊に八人七人位も置事也。尤も牢内の板之間は有し之共、疊を上げ積み置いて、入牢人に疊を引き詰め置く事也。尤も名主の氣性にて、夜分は科人共を寛かに寝させ候もあり、しきりに六ヶ敷申も有也。又届物等追々來り候へば、追々繰り上げ、一疊に四人位も居る處へ遣はす也。夜具蒲團等飯物にて參り候得ば、則ち着せ候事なり。

按するに疊一疊に七八人も詰め込んで置くので、身動きもならぬ窮屈さが、想像される。それを届物に依つて、少しづつ樂にしてやるのである。

一、牢内つる金持ち行き、名主へ差出す時、名主之を請取て、すみの隠居又一番役に相渡す。此の者預り居り、餘よ  
程集りて役人中五番役までにて、割取る由。

### 補注 13

『南撰要集』が伝える官から公認された牢内役人（名主・添役など）のほか、非公認の自前の役付が隠然とあつた。  
自前の牢内役人……穴の隠居（役付囚の知人とか蔓を多くもつてきた者。名主の積みあげた置の陰を穴と云い。ここで  
蔓の禁制品を預かる役目をした）。大隠居（戸前役人の休んだ者）、隅の隠居（角の隠居とも書き、元入牢して名主をし  
ていた実績のある者で、牢内の顧問格・相談役の地位にある）、若隠居（中座役人を休んだ者）、隠居並（下座役人を休  
んだ者）、詰の隠居（便所の通路に坐る、便所出入取締役）（石井・江戸の刑罰一二二頁、重松・刑罰史蹟考三八頁）

### 補注 14

地獄の沙汰も金次第といわれるゆえん。新入りじめ・新入差別の最たるもの。  
蔓……（つる、持参金）、これある者は穴の隠居などに据えられ優遇され、無い場合は便所のそばに座席指定され、虐待  
される

一、牢内にて糸針、ひめのり、手拭、半紙、元結、櫛、油（髪油）等は、表立て入る也。

一、牢内に墨、筆、硯、鉢、碁石、将棋、煙草の道具等は厳しき法度なれども、内々張番に頼み、牢内に皆々有レ之  
候由、尤も碁石は土、碁ばんは紙也。五六日に一度づつ牢内改有レ之時は、是れ等の品々をかくし置く事也。

一、大牢に入り候者も、石出帶刀方へ手を廻し頼み候得ば、鎰番來り大牢より呼び出し、揚り屋へ聲を懸け、揚り  
やと言ふ時に、名主内よりヘイと挨拶有レ之、時に鎌役申すは、此の何と云ふ者、仔細有りて揚り屋へ預け候間、隨  
分丁寧に取扱ひ候様可レ致と申渡し、扱て科人へは、當人も我儘を致し間じくと申渡し、揚り屋へ入る。右大牢の者、

揚り屋へ入られ候は、牢屋頭石出帶刀並に鑑役の作略に候由、されども御吟味出しの時は、矢張り本繩にかけて引出し候由也。

一、牢入の者ある時は、其の宿へ張番無心に行く也(これは公然の秘密にて、前に藝者入牢の時も翌日その宿へ無心に行つた例がある。そんな譯で、張番は給金は安くても、收入が多いこと、次に記するが如くである)、抑々張番は、牢内の言葉にて、牢屋下男といふもの也。牢屋下男の給金は、一ヶ年一兩二分也。入牢者有レ之時は、其の宿へ行つて貰ひ候事也。依レ之半年も下男を致す時は、二十兩三十兩の金は出来候よし。さりながら元より惡錢故、兎角遊び歩行て、金銀身に付かずといふなり。(俗にこれを縮めて惡錢身につかずといふ)先年火消人足、箱根靈嚴島と一番一番との大喧嘩にて、入牢數多有レ之時、張番四人にて一人前三十兩づつも取り候よし。

『南撰要集』(寛政十二年正月)に恁ういう事がのつてある。

傳馬町牢内並に淺草、品川溜の囚人共の内に遺恨有レ之者の入牢致候得ば、法外の取計ひ致候由故、新囚人共直に病氣つき、牢死の者多く有レ之由。

一、新入の入牢者有レ之候へば、衣類並に下帯まで剥ぎ取、改めの上入牢致させ候儀に候處(これは一般に常法なり)右裸身の囚人を、土間へ下し牢内に積置き候糖味噌上の水を全身へ塗り付け、夜中衣類を着せ不レ申差置候故、寒中など一夜に病氣ある者は、半死半生になる由、翌日になり衣類を着せ候へば、直に吹出もの致し、腫物になり候旨。  
(これ許りでなく、次の様な糞食せや、鹽責めもある)

扱て大便爲レ給候儀有レ之候由(給せらるとは喰はせることである)、之れを給せられ候者、大方ははれ病出、相果て候由、生鹽を多分爲レ給、以後水を呑ませざる儀も有之、是等は病人には不<sub>レ</sub>相成一候得共、甚だ難儀致し候由。其の外に

背<sup>せ</sup>を割候と唱へ、囚人達大勢にて、打擲致し候由、尤も右體の儀無レ之様、牢屋掛役人よりも厳しく心付候得共、夜<sup>や</sup>分の儀は、掛役人とても立入候儀も、相成らざる規則につき、多分夜中右體の儀と存候旨。右も無宿牢の方に多分右體の事有レ之、百姓牢は取縮り宜しき由、宿ある牢の方も、先づは宜しく候旨、新入りの囚人の引き分けられ、牢内の様子篤と御尋ね有レ之候はゞ、可<sup>二</sup>相分<sup>一</sup>右體の頭取致し候もの、嚴しく仰付<sup>おほつけ</sup>られず候はゞ、何時も相止み申まじき旨相聞<sup>むねあひ</sup>き候事。

申三月二日攝津守殿へ

小田切土佐守

根岸肥前守

右の本（南撰要集）に依ると、新入りの罪人は、全裸體にして改めた上、糠味噌の上水を全身に塗るとあり、又糞<sup>かん</sup>を食せたり、鹽<sup>しお</sup>をなめさせたり、或は囚人大勢にて、打ち据えるなどのこともあるけれども、これは一般に行はるゝのではなく、怨みのある者が、科人となつて入つて來たときに、復讐<sup>ふくしゆ</sup>として行つたものゝやうである。但し、全裸體にして改め、又留口から這入るときに、尻を打つことは、牢の習慣であつたらしい。これ等はすべて、前の入牢者の事の條を參照するとよくわかる。此の新入牢者に對する復讐的私刑は、次ぎの記録で分明である。  
一、入牢仰<sup>にふらうおほ</sup>せ付<sup>おほせ</sup>られ候者共の内に、役人（牢内役人のこと）の心の不<sup>レ</sup>任者は打擲等仕り、至つて手荒なる取扱ひ致趣に御座候。

此の儀、新入<sup>しらい</sup>の者有<sup>レ</sup>之節は、何町誰と申す者新入に有<sup>レ</sup>之、右の者へ遺恨有<sup>レ</sup>之候者は無<sup>レ</sup>之候の旨、牢名主より相牢致し罷<sup>まか</sup>在候ものへ承合し、右牢内に遺恨有<sup>レ</sup>之者、無<sup>レ</sup>御座<sup>一</sup>候節は、隣の牢名主へ、新入有<sup>レ</sup>之候、牢内名主より

前書の趣き聞き合せ、若し隣牢に罷在候もの共の内に、新入の者へ遺恨等有レ之候ものも御座候へば、其者より名主役の者へ、遺恨の譯を申し立て候由、左候へば其の牢名主より、新入有レ之候名主へ、右の譯申し通じ候得ば、名主より角役一番役などと唱へ候者へ申付け、打擲其外手荒の取扱ひ致させ候由、至つて打擲致させ候節は、聲立て候儀も有レ之候はば、番の者參り、何故騒しく候哉と相咎め候由、其節は牢法を相背き候もの有レ之間、仕置致し候由、牢名主相咎へ候へば、牢番の者申候は、牢法相背き候儀不埒に候間、厳しく仕置致候様申付け、其上打擲に逢ひ候者へ、手鎖相掛け候儀も御座候由、右打擲致候節、右の通りに仕候由。

それから岡引云々のことと、前に一寸言ひ置いたが、岡引が何うして入牢するかに就いては、『南撰要集』に懲つ書いてある。序でに其の虐待振りを記して見るが、全く復讐に外ならないのである。

**補注15** 新入虐待の中でも岡引が入牢したとなれば牢内騒然、ここぞとばかり復讐（私刑）がなされる。岡引・目明しは本来は町同心に犯罪の情報を提供する者で役人ではない。しかし、お上風を吹かせ、「ちょっと来い」と強引にしようと引くこともあることから、繩目にあつた囚人の多くは恨みが深い。このため「キメ板敲き」「汁留め」「陰嚢蹴り」「御馳走」（巴豆・蕃椒または汚物を食わす）などによる虐待のターゲットとされた（石井・江戸の刑罰一一七頁）

……右新入の内岡引と唱へ候ものの御座候由、私共には相知れ不レ申候得共、牢内にては存罷候故、其者へ痛み候儀（痛み候哉、聲立候儀も御座なく候。其夜の内相牢囚人共と和談致候儀に奉レ存候。……）

さて岡引、罪を犯して入牢する時は、形の通り改め終つて後、二番役の指圖で、向ふ通りから一人或は二人に訴へさせるのである。すると二人共手をつかへて、

『モシニ一番役さん、此奴は岡引で、私共二人は、此奴のために縛られ、憂き目を見せられやした。何分宜しく御願ひやす』などと訴へる。此の訴へは必ずしも、其の岡引の手に舉げられた者許りに限らないが、すべて召捕れた當時の有様を、陳べる習慣である。俗に犬の糞仇といふのは、此のことであらうか、それにしても岡引を見れば、誰でも彼でも憎くなるのは、自分等が縛られた時のことを思ひ出して、怨みを全體に及ぼしたのであらう。すると一番役は其訴へを取り上げて、名主と頭とに進達して、承諾を受けてから、『詰の本番』と物凄い聲で呶鳴ると、『オ、』と應へて出て来る。本詰に目配して此の新入に、御馳走して取らせろと命令するのである。すると詰の本番は、畏つて向ふ通りから、最も猛惡さうな囚人一人を選び出して来て、御馳走の御手傳ひをしろと命ずる。お手傳ひは直ぐに椀を把つて廁へ行き、歸つて来て、

『お膳が出来ました』と報じてまた引き返す。

『オ一然らば』と言つて詰の本番は、岡引を落間に引いて來れば、先きの椀に、大便を山盛りに盛り込み、杉箸まで添へて、其の側には先のお手傳ひが、腕捲りをして控へて居る。之れを見ては誰だつて驚かずには居られないが、本番は容赦なく飛びかゝつて、忽ち岡引の衣服を剥ぎ取り下帯を取つてその裸體に襷を懸けさせ、それを背中に結んで、本番は両手に確と搜み膝を蹴折つて、下に座らせ、少し仰向にして待つて居る。

此の時本助番の者が、名主からキメ板を借りて來て、後に立つのを相圖に、お手傳ひが先づ箸を岡引に持たせ、椀を與へる。すると本番は、

『これ神妙に戴けよ、遠慮するとお替りを付けるぞ、それ早く戴け』と急ぎ立てる。(本番もお手傳も、紙で鼻を掩ふて居る)。恁うなると如何とも仕方がないから、岡引は我れにもなく遂に一口いたゞくところを、後ろに立つて居る本助番役が不意に一撃背中を打つと、思はず咽喉が開いて、口内のものが自ら咽頭に滑り入るのである。

斯くして一椀の御馳走が終ると、本番はお替りと呼び、お手傳また献立に取りかかるのである。此の様子を眺めて、之れを止めるか、止めないかはすみの隠居の役で、もうよからうと思へば、静かに歩み寄つて、『お客様も十分の様子だから、お替りは止めてやれ』と言ふ。これでお替りを免れるが、若し隠居が知らぬ顔をして居れば、二椀も三椀もお替りを戴かなければならぬ。(三椀までの定めといふ)これが済むと御馳走のお禮廻りとあつて、名主を初めその他の役々へ、挨拶をしなければならないといふことである。

それだけならばまだよいが、囚人等の岡引を憎む執念が、遂に彼の息の根を止めずには置かぬ。朝夕又も岡引を引き出して、両手を鞘にかけさせ、両足を後し後へ引き下げて、お手傳が其の首を押へ附け、他のお手傳は両足を押へ、右方の太股に濡れ雑巾を當てゝ、キメ板の横で、續け様に打つ。岡引はその痛みに堪へ兼ねて、悲鳴を挙ぐるけれども、恰度此の時分には、大勢の囚人共が、彼の牢法なる聲を上げる時なので、さやの外へ聞へないのである。

斯くすると三日で、内股へ大なる黒瘡が生じて來る。尙も散々に虐ぐること十回許りにして、今度は後手に縛り、落間に連れて行き、四ツ這にして濡雑巾を顔に當てがひ、本番が其の後から陰囊を蹴る。大體はウンと眼を廻して死んで了うが、死に切れない時は、頭でも背中でも急所を力任せに打つて到々殺して了うのである。何といふ殘酷であらう。

これで岡引に對する、囚人等の怨みが霽れた譯となるのであるが、相牢のもので、何の趣意も意恨もない者に對して、之れを虐殺する事がある。之れを『座造り』といつて、坐席を廣くするために行ふのである。前に言つた如く牢内の囚人は疊一枚に、普通七八人を入れるのだが、時するとそれ以上詰め込む事があるので、彼等は寝ることは勿論、座ることも出來ない。併し名主以下の役囚人は樂なもので、くつろいで寝るが、平囚人に對しては、割渡した席の外で、たとひ傍に空席があつても、勝手に手足を伸ばす事が出來ないのである。『座を造くる』といふのは、これから起るのである。

で、其の座を造る方法は何うかといふに、二番役が名主の内許を得て、中座の者と協議し、先づ平囚人の中から犠牲者を選び出すのである。それは矢張り役囚の多少とも憎まれて居る者とか或は好かれないといふ奴を、決めて置いて、夜になるとそれを引きずり出して、一人が咽喉をしめて聲を出さないやうにし、一人がキメ板で撲り、或は陰嚢を蹴つて殺すのである。それが終ると又他の犠牲を出して、同じ手で殺して了つたが、一夜に三四人を片づけることもある。此の選に當つた者はそぞ災難だ。

恁うして殺して置いて、二三日経つと、急病死が出来ましたと當番へ届けるのである。當番の同心から牢醫に命じて検死せしむる。やがて醫者が出張すると庭に包んだ死體を改めるといふもほんの形式で、『如何にも急病死だ』と云ひすて、歸るのを、ちよつと引留めて、御隠居が『お手洗を差上げます』といひながら、其の袖下に紙に捻つた一分金を滑らすのである。これが習慣になつて居るのであるが、其のむこうたらしく殺された死體を見て、醫者も恐がつて早々に逃げ歸るといふ。さもあるべしだ。

これが五日おき、六日置おきに行はれるのだから堪らない。科人共とがにんどもは何時自分の番に當るか測られないで、

戦々競々として安き心もないといふのは、道理な話だ。それからお戸前から死體を擣ぎ出すのであるが、之を見送る牢のものは、何れもみな悄然として心の裡で念佛を唱へるであらう。

## 一一 罪人呼び出しと死刑囚

入牢中の者を、取調べに依つて呼出す時の法式、即ち繩の掛け方や運び方も、牢の種類と罪状とに依つて同じでない。之れを、今日の深編金を冠らせ、手鍵をはめて（重罪に限る）自動車で運ぶのに比べて、大なる相違のあること勿論である。

### 御呼び出しの事

一、御呼び出しの時は、揚り屋の者は、小手をゆるめしばり、乗物にのせる。又大牢二間牢の者は、うしろ手にしばりモツコウにのせ出る。ほんやく本役加役の呼出しは、只しばり候許りにて歩あるかせ行く。尤も遠島死罪は、本役加役にてもモツコウに乗せる。尤もホダかけを、モツコウにのせるは餘程よほどの重罪なり（夜盜、押込、惡罪等是也）。片ホダにて呼出し候も有レ之、兩ホダにて呼出すも有レ之、ホダの儘にてモツコウにのせ、此のホダをば着物の裾にてかくし貰ふ事。これかつぎ候乞食、又は横目よこめのものに頼みて、かくして貰ふ事。

一、牢内呼出しの時は、朝めし前、牢屋同心（平當番）外ざやの外とて、大牢（二間牢にても、女牢にても揚り屋にても）と聲こゑをかける。牢内より名主なぬしへイといふ時に平當番の者は、御呼出しがあり、何時何々何町無宿誰むしゃくたれと、外よりいふ。めし後に張番平當番、さやへ入りて御呼出しの者共を一々呼出し、繩つなをかける事也。此の時は平當番脇差ひらとうばんわきさをさして居る也。牢庭にてモツコウにのせる。御呼出繩かけ候時、張番衣類はばんいるるを改め繩かけ、又歸牢の時も、同じく衣類いるる

を改め、牢内へ入るといへ共、此の時出入共、初めて入牢節程、委しくは改めずといふ。

世に死刑ほど大なる罪はない。其の大罪を帶びて、死に處せらるゝ科人は、此の世の別れである。徳川幕府でも死刑に就いては、最も厳密に且つ慎重な態度の下に扱つたもので、それには色々の法式がある。先づ牢屋からの呼出しや、申渡しや、繩の打方や、引出し等に關する手續のことを記すと次の如くである。

死罪もの打首有レ之時の事。

一、死罪もの有レ之時は、前夜町奉行より牢屋しき石出帶刀の玄關に申來る。打首一人ならば半紙一枚二人ならば半紙一枚と人數だけ半紙來り（此の紙を打首の時、面かみに當てるなり）何の國、無宿誰と書付來。是れを張番（藥部屋懸りの張番は、廣間の後ろに居るなり）、藥部屋懸り、是れを寫して、翌朝藥を牢内へ遣はす時に、此の書付を小くして、名主へ遣はす。是れ名主より頼にて、貰物ある故也。

一、鎌番さやの内に入り、大牢（二間半か）と聲を懸ける。名主内よりヘイといふ時に、御仕置物があり、何の何之守殿（榎原主計頭殿か、筒井伊賀守殿か）御懸りにて、武州埼玉郡柏原村無宿龜五郎年二十一歳、八月二十六日の入牢といふ時に『名主をりましたア』（これ牢法にて輕く言ふ事）何の何之守様御懸りにて、武州埼玉郡柏原村無宿龜五郎年二十一歳、何月何日の入牢外に同所同名は御ざりませんといひながら、キメ板（此のキメ板に、此の事書いて有レ之也。是を読みながら名主斯くいふ也。此のキメ板へ書くことは、朝飯前平當番御仕置者書付委しく書き付、表面名主へ遣はす也）を、牢内板の間へ打付るなり。時に御仕置ものを兩人して兩手を捕へ、シツ／＼と言ひて、留口へ押出す也。（牢名主御仕置になり候時は、自分に委細を読み上げて、外に同所同名は御座りません。私で御座りますといつて、牢内を出るなり）

時に張番脇より切繩(さきなは)を懸ける。(此の時牢屋同心、牢役共三四人も控え居る)繩かけ相濟みて、揚り屋前縁頬に腰をかけさせ、張番繩(ぱうばんのな)を取居る。此の科人如レス一人宛呼出し、何人にも右の通りの始末にて皆々死罪(しき)の者呼出し、相濟みて鑑役の申すには、大牢二間牢外に御沙汰はないといふ時に、兩牢名主『エ、イ』と言ふに、牢内中、兩牢一同に『エ、イ』といふ也。

一、外ざやより死罪の科人引出す時、火之番所に與力(よりき)（町與力爰に腰をかけ）控え居る所へつれ行き、此前鑑役科人の名を呼び、其方は御懸りどなたにて、幾日の入牢にやと聞く。科人の申すは私は北の御前様(ごぜんさま)（科人其町奉行の事を、北の御前様とあがめる言葉なり）の御懸りにて、何月幾日の入牢と言ふ時に鑑役聞き糺し、宜しき旨をいふ時、與力何の何の守殿（これは月番の御老中方の名にて、或は水野出羽守殿御差圖を承れといふて、跡をいふよし）御差圖(おきじづ)を承れ、何々の科に依り、死罪(しき)申渡すといふ。時に打役側より立テイといふ。

時に張番繩を持引立て、乞食(こじき)に繩を渡す。（これまでには張番繩を持つ役也）乞食是れを請取り、俗に謂ふ地獄門(ぢごくもん)の方へ連れ行く也。地獄門の内にて乞食面がみをかけるなり。（此の紙は宵に奉行より來りし半紙なり（前頁参照）半紙を堅に面へ當て、額にてしばり、繩はわらの細き繩なり。半紙半ばを前へかへす。即ち目かくしとなる）。扱て面がみをかけて後に、かの血たまりの前のドタン場（首を斬る場所、之れを首の臺ともいふ）へ連れて行くなり。

**補注16** 首斬り浅右衛門こと山田浅右衛門がこの役目を代々おこなつてゐる。はじめは將軍家の刀の“試し斬り”からとされている。斬刑は、まず檢使が腰を下ろすと鑑役同心が氏名・掛奉行名を記す出牢証文を読み上げる。囚人が相違ないと答えると、統いて檢使が「死罪申しつける」とある科書を読みあげる。囚人は「お有難うござります」と答える。

そこで目隠しされ、非人に引立てられ土壇場（切り場）に引据えられ、首をはねられる。この場合、喉の皮一重残して斬るのが上手、いわゆる“抱き首に斬り落す”ことが定法といわれている（福永醉剣『首斬り浅右衛門刀剣押形』上・五三・五四頁）

一、牢内にて死罪になるべき者は、兼々心得て、白布にて脚半など用意し置くなり。尤も牢内に白木綿、いと、針等は入れ候事故、此の用意出来るなり。

一、牢内に御仕置もの有レ之時は、其夕方より牢内一同に、題目を唱ふる事也。但し牢内にては念佛法度なり。これ念佛にては往生して、題目にて助かるといふ説なり。日蓮上人由井ヶ濱にて助かりしていふ古事を用ひて、題目を唱へるは、助かりたしといふ心のよし。

一、死罪の内引廻し（牢内にては只廻しといふ）獄門、死罪は科人の方にては悦ぶなり。これ婆娑の見をさめに、一度世間を見るといふて悦ぶ也。

按するに、昔のこととて迷信は何れにも行はれ、科人は來世を信ずれば、役人も迷信に動かされて、念佛までも止めろといふのは、由なきこと、謂はねばならぬ。死刑のある夕方、牢内にて念佛を唱ふるのは、死者の冥福を祈るために、助かりたいといふ意味ではなからうのに、幕府で之れを曲解したのであらう。

## 一一 牢内の買ひ物

今日の刑務所にて差入の自由なのは、未決監ばかりで、既決囚に對しては、官給の外差入れも何も、一切出來

ないことになつて居る。然るに昔ではそれが内密に行はれておつたので、科人は各收める品を求めることが出来たのである。それ等の内密事を記したのはこれである。

牢内の者内々買物致方の事

一、牢内の薬等類、菓子か酒など求め度と存する時は、張番へ頼む事也。尤も極内々にて頼むなり。但、牢内へ遣はし候節、平當番之れを見付候へば、殊の外六ヶしく、並張番さへ入候事を、留められ候事也。依レ之張番の者、日中に求め置き夜に入つて、外さやより竹の先へ付けて、牢内に入れ遣す事也。日中は見張の同心有レ之故、不<sub>二</sub>相成一事也。（諸買物買ひ置き候ても、置き所なき故、切り場へかくし置く事なり）

一、如斯の時、何品なりとも買ひ度と言ふ時は、其代何の品にても一分吳れ候事也。これを一抱といひ、たとひ百文の買物にても、五百文の買物にても、一抱吳れ候事なり。牢内の南鎌（昔の銀貨にて、二朱銀のこと）甚だ少く、皆一分判の通用なり。これ始末よきゆへと言ふ也。（牢内御呼出しの時、此もの乞食横目に頼みて、菓子、齒みがき、鳥目など買ひ貰ひ入り候事也。尤も袴衣類へ入る）

一、酒などと、のへ遣すには、小さき德利（とくり）に入れて、外ざやの外より小聲（こごゑ）にて呼ぶ也。時に牢内にかんじんよりの先に、手拭付けて（手拭を丸く丸めて付け、内の格子より投げてやるなり）外ざやの内へ投げる。外より張番此の手拭に徳利（口をしつかりとして、酒の出ぬ様にするなり）を結び付けて遣はすなり。

一、牢内の者、我が宿へ何ぞ届物を頼む時は、小さく紙へかきて、張番に渡す。但、渡し候時、平當番に知れ候ては、不<sub>二</sub>相成一事故、御呼出しにて出候ものへ、此の書付持たせ置くなり。張番繩を懸ける時に、内々手より手へ渡すこと也。

右は、牢内から内密に法度品を買ひ入れる時の仕方であるが、牢内から自宅などへ、金を送り出す時にも、仕方があるのである。

出牢の者金子我家へ送り遣はす事

一、出牢の者は、名主等も勤め居るもの故、金子溜め置き、衣類類の背中へ縫ひ込んで持出す事也。又御呼出しの節、町奉行假牢の處にて、横目（乞食のこと）に頼み、金子等宿へ送ることもあるなり。

右のやうな内密の買物は別として、公けの買物も牢内にて、毎日あるのである。  
牢内日々買物の事

**補注 17** 囚人の買物（自弁品購入）といふことは、差入も許されていること、官給もあることから本来例外的事柄であるが、

一、買物之儀、牢内より調候品板にきめ、当番迄差出候得者、写取、下男二申付為調、當番立会、逸々相改為列入候事  
（『徳川禁令考』後聚附録・牢内取計之儀、史稿三九九頁）といふことで許されている。しかし新入牢者の「蔓」や「含み金」という不正携帯金を默許する悪弊が幕末にあり、その扱いが乱脈であつたことが伝えられる（石井・江戸の刑罰一五四頁・一五九頁）

**補注 18** 不正な買物・内密事としての買物の品は、牢内賭博に賭けられるものが多く、さまざまな陰語を生む温床ともなつてゐる。とば（着物）、すへびら（手拭）、長物（帶）、細物（ふんどし）、たい（紙入れ）、てこ棒（箸）、敷ばん（下駄類）、なを（女）、ふじやねる（賭博）、やり（一）、ふり（二）、かち（三）、ため（四）、ずか（五）、やりつこ（百）、ずかつこ（五百）、やりせん（千）、やりまん（一万）、ふりまん（二万）、かちまん（三万）、ためまん（四万）などがそ

れである（江都管鑑秘鑑、囚獄留帳、重松・法制史稿三三三頁、重松・江戸の犯罪白書一九九頁）

一、朝四時頃、平當番一人、張番一人牢内へ入り、さやの内より、今日の買物といふ時、揚り屋、女牢、大牢、二間牢、東西ともにキメ板に書付出す。先づ糸針、白木綿、あまさけ、わらんじの類を、此の板に書付て出す也。扱て此の值ひの鳥目、入牢もの有レ之届物の時、鳥目二百文づ、人々宿有レ之者送る也。此の二百文毎日たまり居る錢にて、此の買物を致す事也。尤も此の錢は、誰彼と不レ究、總牢一同の買物錢になるなり。依レ之宿なき者にても、病氣其の外にて、あま酒など望みぬれば、則ちと、のへ吳れ候事也。宿なき者は、届物來らぬ故、届物錢なしといへ共、隨分買物出來候よし也。これ毎日如レ斯に一度づ、牢内の買物を晴れて致し候事なり。これ有難き御恩みなりと牢内にて皆々申あへり。

一、御呼出し有レ之時、其科人御呼出し歸りに皆々買物いたし乞食横目にたのみ衣類へかくし持ち歸るなり。此時改め候強番に、兼ねて牢内に残りし名主より賴むといふ。今日誰々御呼出しの處、少々買物有レ之故、歸牢にて改め候時、心して改め候様にと頼むなり。張番心得て改むるといふ。尤も初めての牢入りと違ひ、ざつと改め候事也。

### 一三 敲及び破牢

敲<sup>たたき</sup>は刑名で、明治後も笞刑として殘つていた。其の方法は、罪人を全裸體にして、（下帯だけは許す）手足を押へて其の尻を打つのである。傳馬町の牢では、その門前で行つたが、藩に依つては町のにぎやかな四ツ辻などで、大びらに行つたこともある。併し女の罪人に對しては、入墨のものでも敲かなかつた。其の代りに入牢で替へた。

これはその事を記したのである。

### 敵の者の事

一、女には入墨いれすみにても敵事なく、五十敲の罪ならば、入墨の上五十日入牢致置く。にふらういたしょ百敲の罪は、百日入牢致すこと也。

**補注19** 享保五年（一七二〇）、將軍吉宗は鼻や耳をそぐ刑を廃して入墨刑と敵に代え、婦女幼老には過怠牢をもつてこれに代えることを指示している。以後、幕末に至るまで御定書の運用として、庶民の婦女および十五歳未満の男子にのみ適用される正刑とされている。軽敲は三〇日、重敲は百日に換刑される。敵以上が仕置、手鎖以下が咎と、刑罰の軽重が区分されているところから、過怠牢は仕置に属する（重松・刑罰史年表八三頁・二八六頁）

これは御定書に依つたのであるが、藩に依つては、女囚でも男囚だんしゅうどうやう同様、公開的に敵いたところが、明治以後にもあつた。

茲に、破牢のことを言はねばならぬ。之れは牢破りと、牢ぬけ（又の名繩ぬけ）との區別がある。牢破りとは牢屋の柱を切り、羽目板はめいたを壊して出るのであるが、構へが嚴重なので、途中にて見つかり、傳馬町の牢屋では、完全に破り負うせた者は、未だ嘗て一人もないといふ。

牢抜け即ち繩ぬけは、御呼出しの時に途中繩を脱して、逃亡するもので、これは屢々あつたのである。此の例として次の事實を掲ぐるが、破牢でも繩ぬけでも捕まれば死罪だ。それからまた牢ぬけをかくまつた者も、破牢の手

引をした牢番も、みな同罪に處せられたのである。此の時の死罪は三人で、牢ぬけをかくまつたものは女であつた。

死罪	牢ぬけ	無宿	大次郎
死罪	牢ぬけかくまひ	たばこや	女房
死罪	鋸を與へたもの	張番	平八

### 大宮無宿大次郎御仕置の事

一、此の頃大宮無宿大次郎といふ盜賊入牢したり。牢内に居て、態と病氣と申立て、食事五日も六日も不致、これ溜預けを願ふ所存なり。此の大次郎御呼出しの時、女牢前に待居たる時、女牢の内白銀臺町多葉粉屋（名は逸す）女房、湯屋にて衣類盜み候もの故、入牢致しゐたるに言葉をかけ、如何せしにや、深くも申かはせし由、依レ之大次郎儀、何卒溜へ下らんと工夫せし由なり。

食事等も不致につき、則ち牢内名主より此の事を申立て、品川の溜預けになり、溜へ下り、品川より御呼出しの時、乞食横目に賄賂して、高輪の茶屋へ休み、ツメへ行度由にて、雪隠へはいりて縄を（縄も乞食横目に賄賂せし故、やはらかく懸けしとなり。此の縄を、の下股字あり）雪隠のそうじ口より逃げ出し、それより白銀臺町たばこや女房（牢内にて此の女房出牢のことを、如何がしてか知りしと見へたり。此の女も不敵の故、女牢の外さやにて、大次郎と咄合置たりしと見へたり）を尋ね、此の女房をつれ甲州の方へ出奔し、夜は歩行、晝は泊り（或は堂社にてとまりし様子也）甲州郡内領へ到り、何村（なにそん）と言しにや、此の女のゆかりの處へ行き、一夜を明し、最早是までにげ延たれば、これより晝も歩行んとて、此の家にわらんじ賣候處を聞くに、向ふの垣根（かきね）の内なりしと言ふ。

大次郎此の家へわらんじとのへに行きたる跡へ、江戸より町同心の捕方來りて、此の女を見召捕りて、大次郎の

在りか 家を尋ねるに、則ち向ふの家へわらんじと、のへに行きたりといふ故、此の同心小かげにて向ふを見れば、大次郎 わらじ調へ歸り來り、田甫道をぶら／＼來かゝり、何心なく此の家へ入らんとする處を、同心聲かけ召捕りたり。これより又々入牢致しける。

扱て大次郎と連れにげし女も、又々入牢したり。大次郎儀も餘程牢内に久しく居たる故、名主になりて居たるが、張番を頼み、鋸を求めもらひ、牢内の柱を一本切りたりしが、中々一本位にては出られぬ故、又翌晩 柱を切らんと巧みしが、其翌日 御徒目付おからめつけまほ廻りし時、一番役のもの牢内に牢破りの者有レ之由を申す。依レ之御徒目付はいじ おどろき、則ち大次郎を呼出し、後ろ手錠てぢやう兩ホダにて、兩の二間牢へ牢替させたり。其後大次郎死罪になり、たばこや女房も、牢ぬけかくまひし事を、不届なる致方とありて死罪しざいになりたり。

扱亦、此の時に大次郎の鋸のこぎにて柱を切りたるその鋸は、下男の平八と(異名してからす平八といふ)いふ者、金子十五きんす兩りやう取とて鋸のこ一つ入けるなり。此の事露顯して、大次郎牢替の時平八牢屋しきを出奔すといへ共、御尋ね嚴しく早速さつそきやう京橋の邊にて召捕られ、入牢して後死罪のちしざいになりたり。

**補注 20** 遠島者の島抜けも困難であるが、牢抜け破牢は手引きがなければ至難なことである。牢舎では反則行為の最たるものであり、刑の加重事由もある。『牢破りの牢腐れ』（牢破りの囚人は一生牢に繋がれるということで、自業自得の意）という言葉があり、『漁師は海で果て、公事者は牢獄で果てる』という言葉もこの世界に伝えられている。

牢 破りのことがこゝに見へたから、其の序でに書いて置かう。傳馬町の牢屋を破り果せた者は、嘗て無いさうだ

が、破牢を企てたものは屢々あつたのである。

安政の頃、東二間牢の名主に禮三郎といふ者があつた。生れは吉原土手の見返り屋といふ飲食店で、そこの伴であつたところから、人異名して見返りといつたとやら。所で名は優しいが、禮三郎は放蕩無賴で手の附けやうがなく、遂に火罪を犯して入牢の身となつた。

そんな奴だからじつとして居る氣がなく、機あらば脱牢しやうと考へて居た。或る夜人の寝静まつた頃、隣續きになつて居る大牢の境目の板をコツ／＼叩いて、

『今夜少し音がするかも知れないが、勘辯して貰ひたい』と小聲で言ふと、大牢の名主の返事として、『よし、承知した』と此の一言で兩名主の間に約束が出来たのである。

見返りはかねて用意して置いた鋸（櫛を挽く時に使ふ細い鋸）を取り出して、牢の柱を挽き始めた。他の囚人も之を助けて挽き、やつと松の六寸角の柱一本を切り放したが、其の時はもう夜が明け離れて居たので、また今夜もかる積りで、其の柱を旨い工合に、朝飯の時に飯粒でつぎ合せ、素知らぬ顔をして居た。

やがて朝廻りの役人が、見廻つて來た時に、此の飯粒細工が氣附かれずに、役人が其の場を立去り、隣の大牢に來ると、其處の名主が突然、

『申上げます』と、言つて、

『昨夜、隣の御牢内で鋸の音が致しました。一應御檢めあるよう願ひます』といふので役人は驚いて檢べて見ると、果して柱が二本切られてあつたので、大騒ぎとなり、忽ち名主を始め、他の役囚も捕はれて、西の牢へ移されたが、見返りの禮三郎は、破牢を企てた罪で、其の翌日死罪に處せられた。

禮三郎を裏切つた大牢の名主は、閻魔の與七といつて、強盜であるが、訴人したら恩典として、死一等は減ぜらるゝものとでも思つたのかも知れない。所が隣の名主と暗契のあつたことが知れて恩典どころから、三日目に死刑に行はれた。

**補注21** この恋狂いで破牢を企てた礼三郎と、それを承知しながら密告した牢名主閻魔の与七の実話は、小伝馬町牢屋敷に長く語りつがれた（石井・江戸の刑罰一七一頁・一七二頁）、なお拔牢・破牢の御仕置伺例は平松義郎『近世刑事事訴訟法の研究』九四二頁以下参照。

『翁草六十六』にも、牢抜けのことが出て居る。

元文三四年の頃、京師囚獄舍修復の事あり。右普請中本牢に在る處の囚人を切支丹牢、請無し牢（無宿牢のこと）、揚り屋等へ、それ／＼に配分して、當分入れ替る。請無し牢へ入候囚人の内に文七といふ盜賊あり。彼者傍の囚人共へ密に申けるは、此牢は様子あつて抜けらるる也。吾其術を以て先づ拔出し、面々が科の輕重を自ら考へて、命にかかる程の大科の者は我に従ふべし。運に任せて仕課せなば幸ひならん。若し仕損ずる共、所詮命は無き物なれば、假令此の上再犯の科を重ぬる共、斬らるるより、上の事はなし。而れば徒らに刑を待てば、云ひ甲斐なし、又命に拘らざる程の小科の輩は、慄に拔たてをして仕損じなば、本科よりも其科重きにより、斬られ間じき身が斬らるべし。是れ大なる無分別也。左様の族は跡に止まりて、相當の仕置を待つがよし。但し、斯く密事を明すからは、此企てを注進する歟、又聲を立てなば、立所に蹴殺すべし。相構て此企ての妨げを爲す事勿れと云ふ。

殘の奴原之を聞いて一々丈也。猪又汝は如何なる術ありて、此企てをなすや、文七が曰く、吾は元銀山のデザイ也。  
故に土を穿つことを得たり。此牢へ移りたる始めより、右の術心に浮みたり。其譯は此牢には、中に少し土間あり、  
是こそ天の與へと思ひ付しなり。先づ我に任せよと云ふ。皆々文七が言を信ず。

扱銘々が科を自ら測るに、半三郎、庄八、此外一人文七共五人は、難し遁大科なれば、是等は示し合て彌々出るに究  
む。其餘の者共は輕科故、跡に残るに決し、猶々文七堅く言を誓ひて、それよりひそくと支度して、雨の夜を待  
つ。

時しも臘月下旬梅雨降りしきり、目ざすも知らぬ暗夜に、文七進んで件の土間を堀りかくる（古き大釘を引き抜き、  
それを以て堀りしといふ）牢中の土間なれば、古來築固めて磐石を影如しといへども、さすが霖雨に少しほは地もつみ  
潤みたるを便りに、段々掘り廣げて、竟に吾身の摺出来る程に平たき穴を掘り課せぬれども、牢屋構の内外には、番  
人共半時充に拍子木を打廻り、殊に短夜の最中なれば、兎角する間には、拍子木の音喧しく、中々拔出し透間も無  
かりけれども、僅の間を考へて文七眞先に潜り出で、殘る者共を一人宛其穴へ首を突き込ませ、首だに通れば、跡  
は自由なりとて、文七外にあつて、一人宛首筋を捕へて、引ずり出し、五人出揃ふと否、構の掘際にある拷問場の  
柱へ飛び着き、一埴はねて塀に取付き、易々と塀を乗り越へて、散りくに行衛無く逃げ失せぬ。

茲に同類の内庄八、猪々思案しけるは、斯くまで仕課せぬれども、定めて草を分けて搜されなん、左すれば竟には  
天の網遁れ難し。迫も不遁命を一向今思ひ究めて、速かに注進せば、其褒美に命を助かる間敷物にあらず、所詮裏  
返らばやと獨りうなづきて、餘の者と別れ、直に町奉行向井伊賀役所へ馳せ來り、御注進の者にて候と呼る。其  
刻限丑三の頃なれば、門番寝耳に是を聞き付け、窓より様子を窺ふに、其様在牢の者と見え、大童なる怪しき體の

者、門前にうづくまり居る故荒増を尋ねて急に當番の與力へ達す。

與力早速に先づ庄八を捕へさせ、様子を聞き糺して、伊賀守へ告る。仍ち夜陰ながら牢屋修復掛りの與力木村勝右衛門を呼び寄せ、夫々の手當を致させ、其夜直ぐに目付牢の同心共に悲田院の者共を付けて、八方へ遣はし、近國へ追々觸れ流して、是を捜し索む。而るに文七今一人は、播磨か攝津にて搜出し、同心目付是を召捕て歸。半三郎今一人は、色々搜せども遂に行衛知れず。庄八は注進の功に仍り助命せられ、文七今一人は重科故に、一等刑重くなり獄門に行はれ、挂りの役人木村勝右衛門事、牢内の土間に不二心付一囚人を入れ替へ候不念に仍り、暫く遠慮致し且つ拷問場も堺際に在りしを右の以後引き直され候。

此に記する所は、庄八が白狀の趣を以て記レ之。

#### 一 四 病死又は變死

牢内にて病死又は變死のあつたときは、何うしたか。罪のまだ決定してないもの、若くは重罪犯で、他に同類の疑ひある場合などに死なれると、手掛りがなくなるから、奉行でも惩ういふ種類のものは、大切にしたものだ。併し本統の病氣で死んだものは仕方がないが、中には連累を恐れて不正な掛けの者から手を廻<sup>まわ</sup>はして、ひそかに毒殺することもあつたといふやうなことが、稗史などに見えてゐる。伊達騒動やその他の御家騒動などには、さういふ例がある。

又毒殺ばかりでなく、時としては牢内に短刀を入れて、自刃を暗示するものもあつたといふ。加賀騒動で愛妾お貞の方が、入牢中に其の侍女が、番人の隙を窺つて、短刀を牢中に忍ばせたので、お貞の方はそれでもつて、美事

に自殺を遂げたといふ話である。牢内毒殺のことは、別に記してあるが、ここでは病死とのことに就いて記する。

### 牢死の者の事

補注22　牢屋敷での重病人は東西揚屋の一室を明けて臨時の養生牢・養生揚屋としている（囚獄留帳・史稿三五六頁）。通常、牢屋敷での病気は空気の流通が悪く人息れがこもることにより、疥癬かいせんという皮膚病と、牢死病（獄源病）と呼ばれた高熱が出て急死する。ボックリ病があつた（人足寄場史三一九頁）。またリンチによる虐殺も病死として申告され、内々に処理されること多く（石井・江戸の刑罰一三一頁）、牢内で病死した者が残しておいた古衣類を病死ヶ輪と呼んで、牢内の棚に上げておき、新入りの者の衣類と取り替え、新入りの者には病死ヶ輪を着せたという（石井・江戸の刑罰一四八頁）

一、牢死致し候程の病人は、牢内にて落間に置き、牢死の趣名主より申出る。牢内の者留口までこもに乗せ、口元くちもとへ出す。張番請ばうばんせい取之一切場（御仕置にて打首有あ之場所のことをいふ）へ持ち行き、爰に置く。檢視來り死骸しがいを検め、乞食へ引渡す。此の死骸しがいアンカ（これは幅二尺五六寸、豎五尺餘、高さ一尺七八寸計りに竹にて組み、リウキウ表にて包み、戸板位の大きさにて釣臺の様なる物にのせ、此の琉球包を上よりかぶせる）に乗せ、千住せんじゅへ捨てに行く也。但し裏門より持ち出す。

一、牢死の者輕き科とがにても、町奉行御勘定奉行懸りの者は、宿へ死骸しがいを不<sub>二</sub>引渡ひがい、乞食に相渡し取捨るなり。（但乞食の手より金子遣はし貰ひ候得ば、勝手次第なり尤も千住へ行て相談する事なり）本役が役懸りは、其の宿より死骸貰ひしがいもらひ

に出候得ば、するぶんひきわだ隨分引渡しきれ候事也。

一、牢内にて役人牢死致し候得ば、其の死骸死たる疊の上に置いて、落間へは置かずといふ。  
一、牢内の病氣とは、みな牢疫病なり。これは數年人々をこめ置き候故、自然と人の身の臭氣こうきこもりて、此の臭氣を鼻に入れ候ゆゑ、皆牢疫病に成るといふ。

牢疫病とは、今日の言葉でいふ傳染病のことである。牢内では病氣びやうきが流行しようが、死人が出來やうが、消毒せうぞくするでなく、清潔にするでなく、四方を開ぢこめて日光ひくわうを見ることなく、空氣もろく／＼通はないから、陰慘極まりなき牢屋のこととて、此所へ入れられたら最後、弱い者は直ぐ病氣びやうきになつて了う。其の上食物が粗惡と來て居るから、一度病氣になれば癒らない。

強壯な者でもだん／＼衰弱すゑじやくして病氣になり、ウン／＼唸るやうになつても、唯一人介抱して呉れる者も面倒おもひどりを見てくれる者もない。尤も牢附の醫師いしが居つて、病人は溜なまりへ預けられるけれども、そこへ行くまへに斃たぶれるものが多い。又溜預けなまりあわせになつた所で、大した違ひがないから、病氣になれば死ぬと覺悟かくごしなければならぬ。徳川時代に牢死者の多かつたのは當然で、生きて居るのが不思議な位だ。それから怪あやしそうなることは、輕罪で(今日ならば微罪不檢擧のもの)入牢したものでも牢死すると其の死骸しがいを家族に引渡すことをしなかつた。

**補注23** 重病囚は宿預(保釈責付)か溜に移送して養生させた。溜は浅草溜(非人頭車善七が預る)と品川溜(非人頭松右衛門が預る)の両溜があり、浅草には女溜も設けられていた。溜は非人溜とも呼ばれるが、畠が敷かれ、湯・茶・煙草まで給与され、専属医師の診察と投薬がなされるなど、牢舎と天地の差があつた。このため裕福な罪囚は囚獄に手を

廻し溜預を願うなどのことまであつたといわれる〔江都管鑰秘鑑〕〔江戸眞砂〕〔浅草溜起立〕史稿上三五五頁、石井・江戸の刑罰一七六頁、瀧川・日本行刑史一二五頁、高柳金芳『非人溜』一一〇頁、重松・刑罰史蹟考四六頁

牢死人が死罪以上の重刑に當るものならば、或は御法度通りにするのもよいかも知れないが、數にも足らぬ罪までも、同一に取捨てるといふのは、過酷というか、それとも人間を犬猫と同視した專制時代の陋弊と謂ふべきか、今日の人には考へも及ばぬ。それで重罪人が牢死すると、其の死骸を鹽漬けにして晒したり、或はその首を斬つて、獄門に懸けたりしたこともあつた。二代將軍の時代に、西丸附の御祐筆でお古五といへる妙齡の美人が、妊娠したので、入牢の身となり、烈しく拷問を受けたが、其の相手を言はない中に牢死した。そこで其の首を鹽漬けにして、獄門に梶島したといふ話がある。

揚り座しきにて變死の事

一、揚り座しきに入候者、その罪押込にて、死罪にも可<sup>二</sup>相成<sup>一</sup>もの故、其の同類嚴しく御吟味あるに、此の者白<sup>二</sup>状<sup>一</sup>致<sup>二</sup>す時は、外に御旗本相應の者五六人、身分にて可<sup>二</sup>相障<sup>一</sup>と存じ此の趣大牢より入れ置ける二人の附人へ委細に相呴しきる故、兩人の附人も、外の御旗本方を出すまじきために、其の身一人自滅致したきとの心ざしを、いとしく思ひしにや、夜分寝入りし振して居たりし故に、此の者自分の帶にて、揚り屋の内格子に結び、首縊り死たり。依之兩人の附人は、二ヶ年入牢致し(これ金子にても取りしといふ故か)また此の夜の平當番一人、御切米召放、五十日同牢へ預けとなり宵番の平當番は、五十日遠慮被<sup>二</sup>仰渡<sup>一</sup>けるとなり。

牢内の變死は當番の失策として、重きお咎めを蒙つたことは昔からの例で、變死者の罪が重ければ重い程、當番

の罪も重く、死刑に處せられたものもある。此の變死に就いては、色々あるが、今一つ珍しい死方のものを示すであらう。これは今日の法醫學上から見ても必要である。

**補注24** 毒殺などについての檢屍の専門書・法医学書として『無冤錄述』（元文元年刊）という書がすでにあり、毒殺の場合、皮膚が黒紫色に変色、銀かんざしを皂角水で洗つて口中に差入れると変色反応を示すなど具体的に記されている。

『亥の刻計に、牢番の足輕注進しけるは、咎人自害したるかと見えたり。宵より牢の内に立て、動かずしてあり、まさしく自滅かと注進す。時に藪田（相牢ならん）と共に行て見るに、見分けがたし。注進の如く囚立て動かず。提灯を以て照らし見るに、牢格子の間狭くして見えわかつず、自殺に紛れなしとて、牢の口より入り見るに自害したり。其の體胸繩をかけ置きしに、裸になつて胸繩を上の格子に通し輪となし、それに頸をかけ、舌をくぬ死たり。手錠六筋の取繩とともに、ずた／＼に切れてあり。足かせは菱形になりたり。左の口脇より紅の糸のごとく細く、血筋流じがいりて舌本を喰ひ切り、左の方に舌さがりあり、すさまじとも云はん方なし。（二老略傳』九皇先生嗣錄）

それから牢内で或る特別の場合に、毒薬の行はれたことは、前に記した如くであるが、本書（牢獄秘錄）では之れを非認して居る。果して此の説の通りとすれば結構だが、事實何うだか疑ひなきを得ない。

牢内にて毒薬の呴の事。

一、牢内にて一ふくとて、毒薬を呑ませ殺し候は、此の者存命に候得ば、殊の外障りとなる故、殺すよし世間一般の呴しなれども、これは跡方もなき虚言にて、牢内に左様なる事決して無い。此の毒薬有レ之といふ人は、實正知

らぬ者の言ひ初めしなりといへども、此のそら言當時世間の人知らぬといふ者なし。誠に毒薬有と思ひ居る事こそ愚なる業なり。また牢死する者多きは、數年來牢内にこもり居て、風も通らぬ處にて、或は熱病に死しても、其の儘に捨て置く故、自然と人の臭氣牢内の板にも柱にもうつりてわるぐさく、此の臭氣を嗅ぎ候事は、牢内一同の事故、初牢の者は此の臭氣に當りて疫病となる。これを牢疫病といふ也。此の疫病に取りつかれしもの、牢死の時は牢屋敷に一ふく盛られしといふ也。これ實説なり、疑ふべからず。

一、牢内は南方格子にて、兩脇(西東)羽目板、うしろの方は下の方格子の上に、羽目板を打ちつけ、上方に格子あり。これより北風吹き入る也。

冬は此の上の格子に紙を張り、夏は此の格子の紙を破り、夏冬しのぐといへども、牢内を吹きぬく風なき故に、人の臭氣消ゆることなし。

## 一五 揚り屋と揚り座敷

此の二つのものは、身分に依つて異なり、揚り屋は御目見以下、揚り座敷は、御目見以上の者を入れる所であることは、はしがきに述べた通りである。牢の名が違ふだけで、手續<sup>てづ</sup>きは兩者とも普通の牢入りとほゞ同じである。

### 揚り屋へ入候者の事

一、揚り屋は、御目見以下の御家人、又大名御旗本の陪臣、坊主、山伏等に入る事也。

一、揚り屋へ入候者有レ之時は、先づ牢屋敷牢庭まで乗物にてかき入れ、火の番所前にて下る。時に牢番揚り屋入送

り來りし者より、囚人の書付請取り、番所前にて囚人に向ひ、誰殿御懸りにて、年何十何歳なる哉と聞き、則ち右書付に引合せ、慥に請取候趣を申、送りの人を返し、當人は直に外さやへ入れ、時に鎧番の差圖にて張番繩を解き、冬にて衣類二三枚有し之節は、先づ下着一枚相改め、是を着せ、跡一々相改め、夏に候得ばじゆばんも單衣物も無レ之故、先づ下帶を相改め、是をしめさせ置き、跡を改め、髪をほぐし、後前へをり改め見る。改め相濟みて、牢番揚屋へ聲を掛け、揚屋と言ふ。内より名主へイと答ふ時に、鎧番牢入り有る、何之何之守殿御懸りにて、元何の家來何の何何十歳と言ふ。時に中より御有難うといふ。時に揚り屋入口を鎧番差圖にて、平當番に明けせざる也。扱入牢相濟みて、皆々外ざやを出る。

一、食事は朝夕二度、但しゆとりめしにてモツソなり。汁は手桶にて入遣す。尤も揚り屋の内に、人數だけ膳椀入れて有レ之、こふのものは糠漬の大根なり。呑湯水もかぎりありて入れ遣す。

一、揚り屋へ入候者、死罪の節（以下大牢一間牢のものと大差なき故略す）

一、早朝呼出し、奉行所にて死罪言ひ渡すは、御目見以下にても餘程身分の重き者許り也。（以下略す）

揚り屋入りの例として、「御置置裁許帳」にかういふ例がある。これは、主人を殺した者の母である。延寶五年巳十月十七日。一人女きん是は甲府殿扶持人が左衛門女房、小普請奉行須田次太郎組柴藤彌助召仕下女。此者憤七兵衛と申者、主人を當月十三日切殺致ニ欠落候に付、母なる故揚り屋に入。

又、有名な天一坊及び其の家老格の赤川大膳も、召捕られた時に揚屋に入れられたことは、『翁草百五十』に見え。尙「御仕置裁許帳十」に、入牢中の夫を預り、それが縊死した咎めで、揚り屋へ入れられた女房の例がある。

貞享三年寅五月二十五日。一人女おう 是は赤坂裏傳馬町二丁目四郎右衛門店、須田太郎兵衛女房。夫太郎兵衛儀穿鑿の義有レ之、當一月十九日籠舍申付候處、籠内にて相煩ひ候に付、養生の内預度由、妻子訴訟申に付、當月二十一日預け遣し候處、右太郎兵衛今日首縊り相果候由訴訟來るに付、檢使遣し召寄せ遂ニ穿鑿一候處に、自身首縊り候に無レ紛候。不念なる故家主儀は閉門申付け、伴庄太夫儀は漸く十歳に罷成り候故、太郎兵衛從弟四ソ谷傳馬町一丁目半兵衛店長兵衛に預け遣し、此者儀は、夫太郎兵衛仕形不届に付、上り屋に入。

次ぎは揚り座敷のことである。

#### 揚り座敷へ入候節の事

一、揚り座敷へ入られ候ものは、乗物にて揚り座敷前まで來り、爰にて下り立處に、牢屋同心鑑番爰にて誰殿御懸りにて、年何歳なる哉ときく。時に此者を送り來りし者（此間揚り屋入りの時と同じ故略す）扱又當人は揚り座敷板の間へ上げ、下男、親分（下男の頭分）此處に居て衣類を改む（前同斷故略す）扱大牢の内輕き科人。兩人を、付人として此揚り座敷へ入る也。（此科人此所まで手段にて、張番繩繩を押へ連れて、揚り座敷の前に手鍵とり入れ候也）此の付人食事等の節、給仕致し候事也。總じて揚り座敷の人の世話は、此付人致し候事也。此付人十五日に一度、二十日に一度ぐらゐかはりあふ事也。扱又夜に入て、牢屋敷同心、平當番の者蒲團一枚持參り、明日は届物にて蒲團可レ參問、先づ今晚は是をかけて寢られよと言て、貸し遣し候事也。尤翌日宿本より蒲團、紙、手拭等送り届候事也。但此蒲團藥部屋懸りの下男相改め、たて番をほどき、中を改め、揚り座敷へ入れ遣す也。

#### 曾谷伯庵入牢の節如レ斯。

一、揚り座敷へ入候人は、御旗本御目見以上の面々也。朝夕の食事本膳にして、坪、平付也。此給仕大牢の科人致

す事也。但食事一日に兩度づつ也。朝五ツ時、夕七ツ時也。

一、揚り座敷の者、牢死にて死骸宿元へ歸し候者に候得ば、則夜に入り、牢内裏門より乗物持參り、揚り座敷の前まで入り置く。右の死骸は付人揚り座敷の出口まで出し、是より張番請取、其者請取に來り候乗物かきに渡し、乗物に入させる也。

## 附 錄

永牢及び之に處せられたる者の例

永牢とは、終身牢舎に幽すること、一の刑名になつて居る。今日の言葉でいへば終身禁錮又は終身懲役で、生涯婆娑を見ることが出来ないのである。併し大赦に逢ひ、又は出火で囚人が解放された際に、三日以内に歸つて来れば、一等に減ぜらるゝから、やがては出獄することも出来るであらうが、事實さういふことは滅多にないから、永牢に處せられ候ば、先づもつて牢屋を墓場とせねばならぬ。昔から永牢で果てたものが多くあつた。その中で有名なのは勤王の志士高野長英である。

『無人島一件申渡』御留守居松平内匠頭與力青山儀兵衛地借

町醫長英

其方儀、年來蘭學を好み、博く蘭書の理義を解釋致し候に隨ひ、蠻國の教政行届候様に信用いたし罷在候處、イギリス人モリソンと申者、日本漂流の者を自國の船へ乗せ、江戸近海へ送り來候旨風聞承り、右モリソンは唐土に留學致し、學才有レ之候者に付、官祿重く被レ用候由兼て及レ承居候處、右體表に信義を唱へ、其身漂民を送來り候

は、漢語にも通じ候故を以て、阿蘭陀じん人の取次を省、直に彼の國の事情を訴へ、交易の儀を歎願致し候儀に可レ有レ之處、右の趣意御糺も無レ之、兼て御觸れの通打拂ひ被レ仰付レ候ては、御仁惠の御趣意に不レ相當、其上外國の恨みを結び、不レ容易ニ儀と存じ迷ひ、夢物語と題號致し候書を著述致し候段、全く御役筋の御徳にも達し申度心底にて、致成候儀の旨は申立候得共、既に世間へ流布致し、人心をも動かし候儀に相成、三宅土佐守家來渡邊登呼び出しに相成候趣及レ承候。其方儀も呼び出し可ニ相成ニ難レ計存候とて、病家先立廻り罷在候處、行衛穿鑿有レ之及レ承、安房守御役所へ自訴致し候得共、不レ憚ニ公儀ニ致方、右始末不届に付、永牢申付候。

右の通申渡候間、其旨可ニ心得。

亥十二月十八日

天保十年亥十二月十八日落着。大草安房守掛り。但同人病氣に付、筒井紀井守御役所にて申渡。右の申渡中に渡邊登とあるは、有名な華山のことである。華山は天保十年五月幕吏に捕はれ、十二月に申渡しがあつて、藩主(三宅土佐守)に引き渡され、在所に於いて蟄居中に、同志士と文信の往復をなせしがため、幕府より藩主の譴責となつた。華山は主家に累を及ぼし、生存の効なしとて自殺を遂げた。時に天保十二年十月十一日、享年四十九、明治二十四年贈位の追賞があつた。

次ぎに高野長英は、入牢中同囚たる某、互の密約に依つて出牢の上、天保十二年四月三日、外より獄舎に火を放ち、在囚が解放せられた。長英其の解放の時逃走して、九年間各地に隠れて居たが、後江戸に歸つて潜伏し居ること發覺し、嘉永三年十月晦日、捕吏捕縛に向つた時に、長英其の捕吏三名を殺傷して自刃した。享年四十七、これ又明治三十一年に贈位の追賞があつた。

長英の永牢などは、理由なく、全く幕府の壓迫と見る外はないが、次の如き慮外者に對しては當時の状況として、永牢が必要であつたのである。

『御仕置裁許帳一』古主に慮外仕者。元祿十一年丑十一月十九日。

一人浪人齋藤一八 是は淺草三間町十左衛門店の者。此者儀古主松平五郎左衛門方にて、九歳の時よりつかひ立候處、五年以前西年暇を乞ひ候に付、無<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>暇遣し、其後井上大和守方に相勤め、構へを請致<sub>二</sub>浪人<sub>一</sub>候の處、爲レ致<sub>一</sub>歸參<sub>二</sub>孫吉十郎<sub>一</sub>に付置可<sub>レ</sub>申にて、五郎左衛門より、大和守方へ構の佗致し候に付、構の儀早速被<sub>二</sub>差免<sub>一</sub>五郎左衛門方へ引取可<sub>レ</sub>申と致候處、孫吉十郎相果候に付、五郎左衛門人多く有<sub>レ</sub>之に付、外へ肝煎可<sub>レ</sub>遣由にて、扶持方など遣はし置候處、歸參不<sub>レ</sub>仕成を遺恨に存由にて、度々五郎左衛門方へ罷越、不届の儀申し殊に當月十六日の夜参り、惡口慮外致候に付、手討にも可<sub>レ</sub>仕と存候處、十七日の御命令致<sub>二</sub>遠慮<sub>一</sub>捕へ置き、御支配方へ相達し、米倉丹後守殿被<sub>レ</sub>仰候付、古主五郎左衛門に慮外の者にて候間、永牢舍いたさせ、牢くだしにいたし、出牢不<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>候由御斷に付、五郎左衛門家來高橋藤左衛門召連れ来るに付牢舎。

次ぎの例も此の類<sub>二</sub>ひ、恁<sub>一</sub>ういふ荒れ者は、永牢に入れたのである。

『燕石十種二輯八』浪華五俠罪案

永牢

一、此者雁金文七と同道仕り、折々あばれ候得共、一分の働きは不<sub>レ</sub>仕候。三年以前長堀間屋橋にて、極印千右衛門と同道にて、相手一人を脇差にて手を負せ申候。其外傾城町にて折々あばれ、指しありき候大脇差は、道具屋與兵衛より借用仕候、手前にて所持不<sub>レ</sub>仕候故、詮儀の時分、缺落致候得共、立歸り候事。

とんび勘右衛門（二十四歳）

元祿十五年六月二十日牢死、同夜引捨被「仰付」候事。

遠島に相當する者で、領内に島のなき藩では永牢に替へることは、例の多くあつたことである。

『類例秘録九』土井大炊頭、寛政九年本庄甲斐守より

領分の寺院女犯

書面延等々寺良邊義、遠島相當のものに候得共、御領分に島無し之候はゞ、永牢御申付候方に有候。且及び密會候尼

は、三十日押込御申付候上、身寄のものへ御引渡候節と存候。

茲にまた、永牢中に妊娠した寡婦の例がある。珍しいことだから掲ぐる。

『政談秘書三』文化十二丑年六月十日、吟味方與力原善右衛門へ、左の通問合せ、即下げ札にて挨拶申來る。

其身後家にて罪有レ之、永牢申付候處、右後家懷妊の儀相聞え候。若出産も有レ之候はゞ、右母子如何取計ひ可レ然筋に御座候哉。

但、後家に永牢は三月中付、又懷妊は六月に到り相分候得ば永牢申付候はゞ、少し義と被レ存候。尤相手のものは相知れ不申候。

右の趣兼て心得罷在度、御問合せ申上候以上。

六月十三日

稻葉對馬守家來 高橋 李

下ヶ札

**補注25** 護送中の女囚への姦淫は承応三年（一六五四）の事例あり（荒木祐臣『備前岡山町奉行』一〇二頁）安永六年（一七七七）七月、羽州田川郡の百姓女房が盜に入り、押入先の女房を絞殺、引廻しのうえ獄門の言渡があつたが、妊娠九ヶ月のため出産を待つて処刑した事例がある（布施弥平次『日本死刑史』、重松・刑罰史年表九〇頁）

御書面永牢の女、懷妊の例は相辨じ不レ申、吟昧中の女、牢内にて致二出産一候儀は、相覺へ罷在候。相牢に女囚人無レ之節は、女非人附人に入れ置き、女囚人一人は不ニ差置一候事にて、出産の手當には、付添への非人女を世話致し、出生の子は乳放れ候までは、母子共牢内に差置き、母病死に候得ば、非人に爲取遣はし候事に相心得罷在候得共、得と取調べ不レ申候ては、急度御挨拶は致し兼候。心得方御尋ねに付、下ヶ札にて得二御意一候。



尾佐竹猛

## 尾佐竹猛博士略歴

おさたけたけき 尾佐竹猛（一八八〇—一九四六）明治から昭和時代前期にかけての司法官、日本近代史学者。号は雨花子。明治十三年（一八八〇）一月二十日、金沢に生まれる。父は旧金沢藩儒者尾佐竹保。上京して明治法律学校に学び、三十二年卒業、司法官試補となり、福井地方裁判所、東京・名古屋控訴院の判事となつた。公務の傍ら史料の収集に興味を持ち、大正九年（一九二〇）、『新聞雑誌之創始者』柳川春三を刊行、これは明治新聞史研究の開拓であつた。同七年、東京控訴院判事となり以後東京に居をすえ、司法官の立場から日本の法制史・刑罰史・裁判史などに関する論文・随筆を法学関係の諸雑誌に発表した。これは習作時代で、やがて研究の中心が明治維新史へ向かい、同十一年から『法律及政治』に「帝国議会史前記」を連載、十四年『維新前後に於ける立憲思想』と改題して出版した。これが主著で、明治維新を立憲政治への過程としてとらえ、大政奉還・「五箇条の誓文」などに新解釈を与えた。論証に民間史料を駆使して独自の史風を樹立した。大正十年吉野作造を知り、十三年、吉野のほか宮武外骨らと明治文化研究会をおこし、雑誌『新旧時代』（のち『明治文化研究』）を発刊した。このころ、「明治文化」に対する関心と研究熱が高まり吉野とともにその中心となつた。十三年、大審院判事となる。昭和二年（一九二七）から明治文化研究会同人と『明治文化全集』全二十四巻を刊行した。同三年、前掲主著で法学博士となる。五年『日本憲政史』を著わす。幕末の公議世論以降議会開設までを憲政の胎生・準備期として立憲制形成の通史をまとめた。九年高等試験臨時委員となる。十三年貴族院五十年

史編纂会、衆議院憲政史編纂会の委員長となり、公務として日本憲政史関係、特に自由民権・明治憲法制定関係の基本史料の調査に力をいれ、学風も史料主義を標榜するようになつた。以上のほか母校明治大学法学部教授として明治史を講じ、また九州帝国大学の講師となつた。十七年、大審院退官、憲政史研究に専心しようとしたが戦災で挫折し、二十一年十月一日病没。六十七歳。金沢市高道町（東山二丁目）の蓮覚寺内尾佐竹家墓所に葬られた。著書に『日本憲政史大綱』『明治維新』『（国際法上より観たる）幕末外交物語』その他がある。なお、『尾佐竹猛全集』（一・七・一一一三巻の五巻で中絶）がある。

参考文献　『尾佐竹猛全集』解題、木村毅他（座談会）「維新史研究の歩み」—明治文化研究会をめぐって—（『日本歴史』二四七）、稻田正次他（座談会）「維新史研究の歩み（一）明治憲政史を中心として」（同二五一）、山野博史・田熊渭津子編「尾佐竹猛略年譜・著作目録」（『日本憲政史大綱』下復刻版付載）（大久保利謙）

この略歴は最新の『国史大辞典』2巻（吉川弘文館）によるもので、尾佐竹猛博士は歴史に名を残す大学者であり、平成四年二月一日の『明治大学学園だより』（第二〇七号）にも、学長・文学部教授の木村礎氏が大学の誇りとして、つぎのとくその人物像を伝えている。

明大人の系譜

〔明治大学学園だより〕

明治法律学校出身の歴史家の雄・大審院判事で座談の名手

尾佐竹 猛



尾佐竹猛（一八八〇—一九四六）は明治法律学校の卒業生である。きわめてすぐれた司法官であつて、一九二四年には大審院（旧司法制度における最高・最終裁判所）判事に累進している。

私が語りたいのは彼は司法官としての側面ではなく、歴史家としてのそれである。彼のその方面での業績はまことに巨大なものであつて、それは、明治憲政史、明治維新史、明治文化史の三つに大別できるだろう。その學問的な幅は政治的な激動、國家の制度からスリヤバクチにまで及ぶ広汎なものであつた。詳述できないのが残念である。

わかりやすく言えば、尾佐竹は早稲田出身の津田左右吉（一八七三—一九六一。主として古代史）と共に私学出身の

歴史家の双璧なのである。他の分野のことをよく知らないので、少々危ない言い方だが、私はひそかに、本学出身の学者の中でトップに位置するのは尾佐竹ではないか、とすら思っている。また、私は尾佐竹の没年を少し越えている。そのことをこの文章を書きつゝ知り、愕然としているところもある。つまり、歴史研究者としての彼と私との差があまりにも歴然としており、そのことにショックを受けたのである。つまり、「我及ばず」ということだが、自分の非力や怠惰を悔むよりは、「モノが違う」という気分の方が強くサッパリした気分もある。彼は彼、私は私といふことなのだろう。

尾佐竹は、一九三二年に再建された専門部文科の中の史学科（のち地理歴史科、現在の史学地理学科）の教師でもあった。私は大戦末期の入学生で、二年近く教室に出たが、その後兵隊にとられ、残念ながら、尾佐竹の聲咳に接していない。しかし何にも知らない私は、入学早々尾佐竹の名を聞いた。「とても偉い学者で、自宅で時々研究会をやっている。会の時はお菓子が出る。君も行ってみたら」といった風のことだった。勇を鼓して行ってみればよかつた、と今も無念である。先輩の宗京漣三氏（尾佐竹没後明治維新史を担当）の言によると尾佐竹は座談がとてもうまかったという。恐らくは、さまざまなテーマを持ち出し、縦横の座談をしたのである。来会者のどんな質問に対しても多分たちどころに答えたであろう。

座談の巧みさとは逆に、講義はものすごく下手だったという。ボソボソした話しうりで、学生には一向に要領がつかめず、教室は閑散たるものだったらしい。

尾佐竹は座談上手な大学者だったということになるが、こうしたタイプの人は時にいる。地理学の辻村太郎がそうだったといふし、私の直接受講した範囲では東洋史の和田清がそうだった。もつとも和田の話振りは尾佐竹とは全く逆に訥々たる雄弁ともいべきものであつて、学生は煙に巻かれるだけで中味が理解できなかつたのである。尾佐竹の没年をやすぎて、会つたこともない彼がなつかしくなり、取止めのない文章を書いてしまつた。